

国際的な資金移動取引における 仲介銀行の位置づけ： 統一商事法典（UCC）第4A編の 解釈を巡る米国の裁判例の変遷

たきたに さとこ
瀧谷聡子

要 旨

国境を越えた資金移動取引は、電子資金移動（Electronic Fund Transfer）によるのが一般的である。また、遠隔地にいる資金の送り手と受け手がコルレス関係になく、かつ、ドル決済取引の場合には、国際的な金融取引の中心地である米国ニューヨーク州の銀行が、仲介銀行として資金移動取引の橋渡しをすることが多い。米国には、こうした資金移動取引を含む銀行間や企業間の大口の資金移動取引を対象とする統一商事法典（UCC）第4A編「資金移動（Funds Transfers）」が存在している。なかでも、UCC第4A編には、資金の送り手や受け手の債権者が債権の保全または執行を図って、仲介銀行のもとにある移動中の資金を差し押さえ、または差し止めることを想定し、これを防止するための規定が存在しており、国際的な資金移動取引においては、これらの規定の適用が問題となるケースがある。しかし、こうしたケースについての米国の裁判所の判断には揺らぎがみられ、未だ十分な理論が構築されているわけではない。

本稿は、UCC第4A編の概要を整理したうえで、移動中の資金に対する仮差押えの可否を巡る裁判例の変遷を辿り、さらに、アルゼンチン国債の利払差止命令が問題となった近年の裁判例と議論を紹介するものである。

キーワード： UCC第4A編、電子資金移動、EFT、仲介銀行、海事法、仮差押え、差止命令

.....
本稿の作成に当たっては、岩原紳作教授（早稲田大学）、溜箭将之教授（立教大学）の両氏ならびに金融研究所スタッフから有益なコメントを頂いた。また、道垣内弘人教授（東京大学）には、初期の草稿段階で有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。

瀧谷聡子 日本銀行金融研究所（現金融市場局、E-mail: satoko.takitani@boj.or.jp）

1. はじめに

金融取引のグローバル化の進展に伴い、国境を越えた資金移動取引が日々盛んに行われている。こうした国際的な資金移動取引は、電子的方法を用いた資金移動（以下、「電子資金移動」〈Electronic Fund Transfer〉¹という。）によるのが一般的であり、また、その最大のシェアを占める決済通貨は米国ドル（以下、「ドル」という。）となっている²。米国外の金融機関や企業がドル決済取引を行う場合、各国の銀行から米国の銀行にアクセスする必要があるが、その際には、国際的な金融取引の中心地であるニューヨーク（NY）州の銀行が経由地として利用されることが多い。そのため、国際的な事業活動を拡大するわが国の企業や金融機関にとっても、NY州の資金決済システムに関する法制度や裁判例の動向は、実務上極めて重要であるといえる。

米国では、電子資金移動取引が現金や小切手に代わる決済手段として広く普及するとともに、取引当事者の権利保護の要請が高まり、1960年代以降、電子資金移動取引についての法整備に向けた議論が盛んに行われた。そして、1978年には個人消費者の保護を目的とする連邦 EFT 法（Electronic Fund Transfer Act: EFTA）が制定され、さらに 1989年には、統一商事法典（Uniform Commercial Code: UCC）の第 4A 編「資金移動（Funds Transfers）」が採択された。これらのうち、主に銀行間や企業間の大口の資金移動取引に適用されるのが、UCC 第 4A 編である。

国際的な資金移動取引においては、遠隔地にいる取引当事者それぞれの口座開設行が直接資金を授受できるよう互いに口座を開設しているケースは少ない。このため、多くの場合、両取引当事者の口座開設行の橋渡しをする銀行が存在し、資金の送り手が資金移動取引を開始してから受け手が受領するまでに複数の利害関係人を経由する資金移動プロセスを経ることとなる。では、こうしたプロセスの途中にある資金、すなわち、移動中の資金から、送り手や受け手の債権者が債権の保全または執行を図ることは可能であろうか。

本稿は、UCC 第 4A 編における資金移動取引の中断を制約する規定について、この解釈を巡る裁判例の変遷と議論について整理したものである。以下では、まず、UCC 第 4A 編の概要を整理したうえで（2 節参照）、移動中の資金の仮差押えの可否を巡る裁判例の変遷を紹介する（3 節参照）。そのうえで、デフォルトしたアルゼンチン国債の利払に対する差止命令が問題となった近年の裁判例を取り上げ（4 節

1 電子資金移動とは、要求払預金を電子的方法により移動し、それによって決済等を行う取引と説明されている（岩原 [2003] 5 頁参照）。

2 SWIFT の調査によれば、2014 年の SWIFT を利用した国際的な資金移動取引において、ドルが全体の取引額に占める割合は、51.9%である（SWIFT [2015] p. 7）。

参照)、最後に、本稿を総括する。

2. UCC 第 4A 編の概要

(1) 制定の背景

米国では、1960年代以降、電子資金移動取引に関する議論が盛んに行われた³。そして、1980年代に入ると、電子データ処理技術や安価で高速な遠距離通信技術の発展によって広く普及した個人消費者による電子資金移動取引の利用が、現金や小切手、クレジットカード等の従来の決済手段に取って代わりうる存在として注目されるようになった⁴。

もっとも、個人消費者の電子資金移動取引件数の増加に伴い、個人消費者が詐欺等のトラブルに巻き込まれる問題や、個人情報悪用の悪用、電子機器の故障による損失の発生という問題が生じた⁵。こうした事態を受けて、個人消費者を保護する要請が強まったことから、1978年、個人消費者による小口の電子資金移動取引を対象とし、電子資金移動取引における当事者の権利、義務および責任を明らかにするための基本枠組みを規定する連邦 EFT 法が制定された⁶。

これに対し、銀行間や企業間で行われる大口の電子資金移動取引についての包括的な規制は存在していなかった⁷。そこで、一部の論者からは、流通証券について定める UCC 第 3 編や銀行預金および取立てについて定める UCC 第 4 編が電子資金移動取引にも適用されるのではないかと、その意見も出されていた⁸。しかし、実際には、個々の問題のなかにはこれらの UCC の規定では処理しきれない問題が多かったことから、電子資金移動取引への適用は困難との見解が支配的であったといわれている⁹。

こうしたなか、既存の UCC の規定のみでは、電子資金移動取引において生じる問題に十分な解決を与えることができないとして¹⁰、資金決済システム全体を包括的に規制する法典の必要性が認められ、1989年、統一州法委員会全国会議

3 例えば、Reistad [1967]、Scott [1978] p. 777。

4 Schroeder [1983] p. 395。

5 Wulff [1991] p. 74。

6 Electronic Fund Transfer Act (EFTA) [15 U.S.C. §§1693 *et seq.*]. 連邦 EFT 法の概要について紹介した邦語文献として、沢野 [1982]、木南 [1989] がある。

7 Harrell [2000] p. 294。

8 Effros [1988] pp. 519-520. こうした意見を述べるものとして、例えば、Clarke [1969] p. 109。

9 岩原 [1985] 50~51 頁 (具体的な問題については、54~55 頁注 76 参照)、Effros [1988] p. 520 参照。

10 Scott [1978] p. 777, pp. 791-792。

(National Conference of Commissioners on Uniform State Laws) およびアメリカ法律協会 (American Law Institute) によって、大口の電子資金移動取引を対象とした UCC 第 4A 編が採択された¹¹。その後 UCC 第 4A 編は、国際的なドル決済取引の中心地である NY 州を含め、米国全 50 州で立法化されている¹²。

(2) 他の資金決済システムに関するルールとの適用関係

ここでは、UCC 第 4A 編と他の資金決済システムに関するルールとの関係を確認する。

まず、UCC 第 4A 編と先に制定された連邦 EFT 法との関係についてみると、連邦 EFT 法は、「個人消費者の権利の確保」を主要な目的としたものであり¹³、「主として、個人、家族または家計の目的のために開設された要求払預金、普通預金、その他資産勘定」についてなされる資金移動取引を対象としている¹⁴。これに対し、UCC 第 4A 編は、連邦 EFT 法が対象とする資金移動取引についての適用除外を認めており¹⁵、基本的には、両者は相互に排他的な関係にあるといわれている¹⁶。

次に、他の大口資金決済システムに関するルールとの関係を確認する。米国の代表的な大口資金決済システムには、Fedwire¹⁷ と CHIPS¹⁸ がある。まず、Fedwire に

11 UCC 第 4A 編が採択されるまでの詳細は、岩原 [2003] 39～42 頁参照。

12 UCC は連邦法ではなくモデル法にすぎず、各州においては州法として採択されなければ効力を有さない (州によっては採択される際に修正が加えられることもある)。田澤 [2000] 1 頁参照。

13 EFTA §902 (b) [15 U.S.C. §1693 (b)].

14 EFTA §903 (2) [15 U.S.C. §1693a (2)].

15 U.C.C. §4A-108 (a).

16 Fry [1990] p. 1405、Patrikis, Baxter and Bhala [1993] p. 147、伊藤 [1992] 5 頁。

17 Fedwire は、米国の中央銀行である連邦準備制度 (FRS) が運営するシステムであり、銀行間の大口の資金決済を行うサービス (Fedwire Funds Services) と、国債等の証券決済を行うサービス (Fedwire Securities Services) を提供している。前者は、米国の金融機関がいずれかの連邦準備銀行 (地区連銀) に開設している当座勘定を利用して、ドル決済を行う仕組みである (Federal Reserve Board [2014] p. 7、中島・宿輪 [2013] 110 頁)。2013 年時点では、米国の約 6,500 の預金取扱金融機関が参加している (Federal Reserve Board [2014] p. 10)。支払指図を 1 件ごとに決済する RTGS (即時クロス決済) 方式を採用している Fedwire は、銀行間の資金移動取引等、大口で比較的緊急性の高い支払に用いられることが多いといわれている (Federal Reserve Board [2014] p. 5、中島・宿輪 [2013] 110～111 頁)。

18 CHIPS (Clearing House Interbank Payments System) は、民間主体である The Clearing House Payments Co. が運営するドル決済システムであり、1853 年に設立された米国最古の手形交換所であるニューヨーク手形交換所 (The New York Clearing House Association) が当初の運営主体である (The Clearing House [2016] p. 4、中島・宿輪 [2013] 121 頁)。CHIPS の加盟行 49 行 (2016 年) には、米国の銀行だけでなく米国内に支店を持つ外国銀行も含まれ、加盟行の国籍は 21 カ国に及ぶ (The Clearing House [2016] p. 4)。大手の銀行や外国銀行が中心に加盟する CHIPS では、主に外為取引等の国際的な取引に関する決済が対象とされており、国際的なドル決済市場において圧倒的なシェアを占めている (The Clearing House [2016] p. 2、中島・宿輪 [2013] 109 頁、122 頁)。CHIPS は、ニューヨー

関するルールには Fed Regulation J と Operating Circulars¹⁹ があるところ、UCC 第 4A 編と齟齬が生じる場合には、それらが UCC 第 4A 編に優先するとされている²⁰。もっとも、Fed Regulation J は付属文書 (appendix) として UCC 第 4A 編を取り込んでおり²¹、Fed Regulation J に従って定められる Operating Circulars も UCC 第 4A 編と整合するように規定されていることになる²²。また、CHIPS については、NY 州法を準拠法としているため、CHIPS を利用した資金移動取引には NY 州法化されている UCC 第 4A 編が適用されることとなる²³。このため、実際には、幅広く UCC 第 4A 編が適用されることとなる²⁴。

(3) 資金移動取引における当事者の権利関係

以下では、UCC 第 4A 編が定める資金移動取引における当事者の権利関係について概観する²⁵。

そもそも、UCC 第 4A 編において、資金移動取引とは、「原指図人の支払指図をもって開始される一連の取引であって、その支払指図の受取人に対する支払のためになされるもの」と定義されている²⁶。また、UCC 第 4A 編の適用対象となるのは、支払を行う者が銀行に資金移動取引を指示する順送金 (credit transfer) に限定されており、支払を受ける者が資金移動取引を指示する逆送金 (debit transfer) は除外されている²⁷。

ク連邦準備銀行内に特別な口座を設けており、加盟行は Fedwire を通じて、連邦準備銀行にある自身の口座と CHIPS の口座で資金を受け払いし、決済を完了させるという仕組みとなっている (The Clearing House [2016] p. 6、中島・宿輪 [2013] 128~129 頁)。

19 Operating Circulars とは、連邦準備制度理事会 (FRB) 規則に基づいて、または、連邦準備銀行が連邦準備法 (Federal Reserve Act) により付与された権限に基づいて定められる規則であり (U.C.C. §4A-107 official comment 3.)、また、連邦準備銀行と加盟行の間の契約であると説明されている (Federal Reserve Board [2014] p. 13)。このうち、Operating Circular 6 が Fedwire を通じた資金移動取引を扱っている (Federal Reserve Board [2014] p. 13)。

20 U.C.C. §4A-107.

21 Federal Reserve Board [2014] p. 8, p. 12.

22 Federal Reserve Board [2014] pp. 8-9, p. 13.

23 The Clearing House [2016] p. 11.

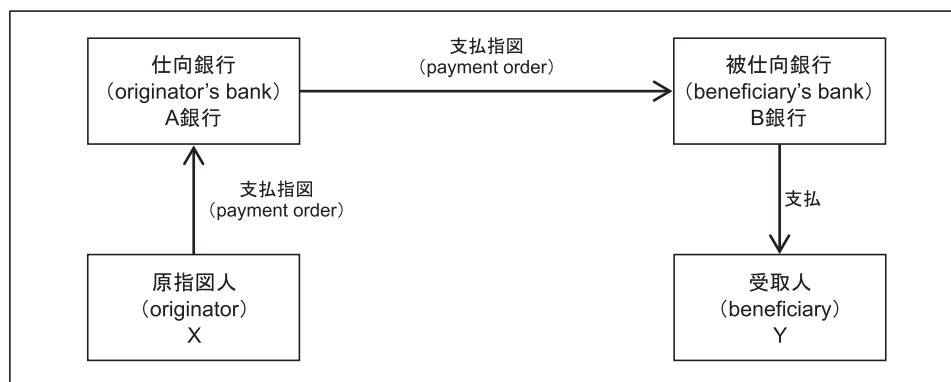
24 なお、本来的には州法として採択されている UCC 第 4A 編が、実際には州を跨ぐ資金移動取引に適用されている点を捉えて、事実上連邦規則化されているという評価をするものもある (Patrikis, Baxter, and Bhala [1993] pp. 9-10)。

25 UCC 第 4A 編の概要を解説したものとして、Fry [1990]、Wulff [1991]、Patrikis, Baxter, and Bhala [1993]、Harrell [2000]、Gold [2010]、Baxter *et al.* [2014]、伊藤 [1992]、後藤 [1993]、沢野 [1993] がある。

26 U.C.C. §4A-104 (a).

27 U.C.C. 4A Prefatory Note, §4A-103 (a)(1)(ii), §4A-104 official comment 4. 立法の過程で、資金移動取引の流れが大きく異なる順送金と逆送金は、同一の法律によって規整されるべきでないとの意見が出されたといわれている (Fry [1990] pp. 1403-1404)。

図 1 資金移動取引における当事者の関係



典型的な資金移動取引として、Xが、Yに対する支払のために、X自身の口座があるA銀行に対して、B銀行にあるYの口座に入金するように指示する場合を考える。このとき、UCC第4A編のもとでは、XからA銀行への指示やA銀行からB銀行への指示は「支払指図 (payment order)」と呼ばれている²⁸。そして、Xは「原指図人 (originator)」²⁹、Yは「受取人 (beneficiary)」³⁰と呼ばれている (図1参照)。また、原指図人たるXが口座を有するA銀行は「仕向銀行 (originator's bank)」³¹、受取人たるYが口座を有するB銀行は「被仕向銀行 (beneficiary's bank)」³²と呼ばれている。

一連の資金移動取引のなかには、XからA銀行、A銀行からB銀行の2つの支払指図が含まれており、XからA銀行への支払指図について、Xが「発信人 (sender)」³³、A銀行が「受信銀行 (receiving bank)」³⁴となる。同様に、A銀行からB銀行への支払指図については、A銀行が「発信人」、B銀行が「受信銀行」となる。このように、「発信人」や「受信銀行」という呼称は相対的なものであり、同一の当事者であっても、どの相手方との支払指図を問題とするかによって呼称が変わるという構造になっている。

A銀行はXからの支払指図を引き受ける義務を一般的に負っているわけではなく、その支払指図を承諾 (acceptance) した場合に、A銀行はXに対する義務が課されることになる³⁵と解されている。承諾は、A銀行がXの支払指図を実行

28 U.C.C. §4A-103 (a)(1).

29 U.C.C. §4A-104 (c).

30 U.C.C. §4A-103 (a)(2).

31 U.C.C. §4A-104 (d).

32 U.C.C. §4A-103 (a)(3).

33 U.C.C. §4A-103 (a)(5).

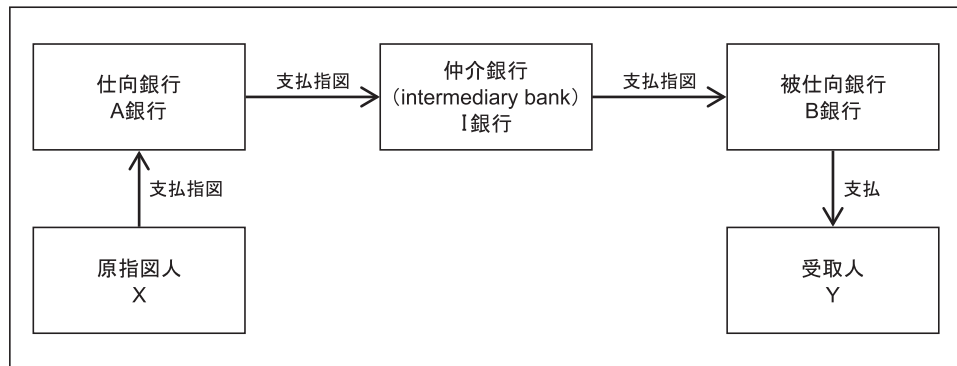
34 U.C.C. §4A-103 (a)(4).

35 U.C.C. §4A-209 official comment 1. 受信銀行が支払指図の実行を拒絶するのは、資金移動取引にかか

(execution) したときに認められ³⁶、実行は A 銀行が B 銀行に対して支払指図をしたときに認められるものとされる³⁷。B 銀行も同様に、A 銀行からの支払指図を実行する義務を一般的に負っているわけではないが、B 銀行が Y に支払ったとき³⁸、Y に支払指図の受領を通知したとき³⁹、発信人からの支払を受領したとき⁴⁰等は、A 銀行の支払指図を承諾したこととなり⁴¹、B 銀行は Y に対して当該支払指図にかかる支払義務を負うこととなる⁴²。こうしたことから、UCC 第 4A 編が適用される資金移動取引とは、原指図人の支払指図を遂行するための、銀行間の個々の契約上の義務の連鎖であると理解されている⁴³。

次に、A' 国にいる X から B' 国にいる Y への海外送金のケースを考える。A' 国にある A 銀行と B' 国にある B 銀行がコルレス関係⁴⁴にある場合には、図 1 のとおりとなる。これに対し、A 銀行と B 銀行がコルレス関係にない場合には、A 銀行は自身とコルレス関係にある I 銀行を仲介銀行 (intermediary bank)⁴⁵とする資金移動取引を行うこととなる (図 2 参照)。その結果、A 銀行と I 銀行、I 銀行と B 銀行という新たな支払指図関係が付加されることになる。国際的な資金移動取引の場合に

図 2 資金移動取引における当事者の関係 (仲介銀行あり)



る設備の不備がある場合、受信銀行の与信限度額の制限等、さまざまな理由が考えられると説明されている (U.C.C. §4A-210 official comment 1.)。

36 U.C.C. §4A-209 (a).

37 実行の方法について U.C.C. §4A-301 (a)。

38 U.C.C. §4A-209 (b)(1)(i).

39 U.C.C. §4A-209 (b)(1)(ii).

40 U.C.C. §4A-209 (b)(2).

41 U.C.C. §4A-209 (b).

42 U.C.C. §4A-404 (a).

43 Gold [2010] p. 22.

44 相互に外為取引を円滑に処理できるようにするための銀行間の取引契約は、コルレス契約と呼ばれており (中島 [2016] 45 頁参照)、一般的にはそのような関係はコルレス関係と呼ばれている。

45 U.C.C. §4A-104 (b) (“‘Intermediary bank’ means a receiving bank other than the originator’s bank or the beneficiary’s bank.”).

は、X および Y という両取引当事者のそれぞれの口座開設行がコルレス関係にならないことが多いため、仲介銀行が介在することとなる。そして、前述したとおり、当該資金移動取引がドル建ての場合には、通常、NY 州にある銀行が仲介銀行となる。

(4) 移動中の資金に対する仮差押え等に関する条項

UCC 第 4A 編には、原指図人や受取人の債権者が債権の保全または執行を図って、移動中の資金を差し押さえ、または差し止めることを想定し、これを防止するための規定が存在する⁴⁶。

まず、502 条では、債権者による金銭債権執行手続は、仕向銀行や被仕向銀行に対してのみ認められており、仲介銀行は金銭債権執行手続の対象から除外されるといえる。具体的には、同条 (a) で「債権者からの訴状 (creditor process)」とは、「ある口座に関して、債権者または他の申立人により、あるいはこれらの者の利益のために発行された差押え、仮差押え、債権差押え、リーエン⁴⁷の通知、強制管理、またはこれらと類似の訴状」をいうと規定されている。そして、同条 (d) においては、「資金移動取引のために行われる原指図人から受取人への支払についての債権者からの訴状は、受取人に対して債務を負っている被仕向銀行に対してのみ送達される。その他のいずれの銀行も、債権者からの訴状の送達を受けたとしても、当該訴状に関する行為を行う義務を負わない」と規定されている。

502 条公式コメントでは、同条 (d) は、債権者が移動中の資金に対する金銭債権執行手続を行おうとする局面において、債権者および裁判所を適切な方法に導くためのものであると説明されている⁴⁸。そして、同条の解説として、原指図人の債権者は、資金移動取引が開始される前には、仕向銀行にある原指図人の口座に対して差押えを行うことができるが、原指図人の財産ではないその他のいかなる資金に対しても差押えを行うことはできないとされている⁴⁹。また、受取人の債権者は、原指図人の財産に対して差押えを行うことはできないこと、被仕向銀行が受取人のために支払指図の承諾を行うまでは、受取人は、移動中の資金について、その債権者が差押えができるような財産権を持たないと説明されている⁵⁰。

次に、503 条では、「適法な申立原因および適用される法の定めるところに従って、裁判所は、(i) ある者が資金移動取引を開始するために支払を指図すること、

.....
46 以下、UCC 第 4A 編の邦語訳については、黒瀬 [1993a, b] を参照した。

47 リーエンとは、先取特権、留置権のように、当事者間の合意または裁判所の認定によって成立が認められる物的担保をいう (田中 [1991] 518 頁参照)。

48 U.C.C. §4A-502 official comment 4.

49 U.C.C. §4A-502 official comment 4.

50 U.C.C. §4A-502 official comment 4.

(ii) 仕向銀行が原指図人の支払指図を実行すること、もしくは (iii) 被仕向銀行が受取人に対して資金を解放すること、あるいは受取人が資金を引き出すことを禁止することができる。裁判所は、上記の場合を除いては、ある者が支払を指図し、支払指図による支払を行い、または支払指図による支払金を受領し、あるいは資金移動取引に関連する他の行為を禁止する命令を下すことはできない」と規定されている。

503 条公式コメントでは、同条は一度開始された資金移動取引の中断を回避するためのものであると説明されている⁵¹。具体的な解説としては、まず、資金移動取引の開始を妨げることは可能であること（原指図人または原指図人の銀行〈仕向銀行〉が支払指図を行うことを差し止めることは可能）、そして、被仕向銀行による支払指図の承諾によって資金移動取引が完了した場合であれば、被仕向銀行が資金を受取人に解放すること、または受取人が資金を引き出すことは差し止めることが可能であるとしている。同条は、これらの場合を除いては一切差し止めは認めない、すなわち、資金移動取引の中断は認めないという趣旨であり、とくに、仲介銀行が保護されることになると説明されている⁵²。

公式コメントでも、503 条は 502 条 (d) に関連したものであると解説されているとおり⁵³、いずれも資金移動取引の中断を回避するためのものであると理解されている⁵⁴。これらの規定においては、資金移動取引全体にわたって主要な役割を担う当事者（原指図人や受取人およびそれぞれの口座開設行）と、資金決済システムに組み込まれたなかで支払指図を処理する役割のみを担う仲介銀行とが、明確に区別されており、仲介銀行に対する差押えや差止命令を認めないという枠組みが採用されている⁵⁵。UCC 第 4A 編の起草段階においても⁵⁶、これらの規定が、円滑な資金移動取引を維持するための仲介銀行の保護を強く意識して考案されたものであることが指摘されている。

3. 移動中の資金に対する仮差押えの可否を巡る裁判例の変遷

国際的な資金移動取引を担う銀行が集中している NY 州では、移動中の資金に対する仮差押え等⁵⁷ に関する裁判例の蓄積がみられる。ところが、上記で説明した

51 U.C.C. §4A-503 official comment.

52 U.C.C. §4A-503 official comment.

53 U.C.C. §4A-503 official comment.

54 Patrikis, Baxter, and Bhala [1993] p. 130.

55 Patrikis, Baxter, and Bhala [1993] p. 135.

56 起草過程については、Mann, Rivkin, and Grosso [2012] pp. 11-12 参照。

57 以下で紹介するような海事取引に関する紛争では、取引の性質上、債務者の財産を確保する緊急措

移動中の資金に対する仮差押え等に関するこれらの条項の解釈については、従来、NY州南地区合衆国地方裁判所（以下、「地方裁判所」という。）や第2巡回区合衆国控訴裁判所（以下、「控訴裁判所」という。）の判断が必ずしも安定せず、実務が混乱するという興味深い現象がみられている。

以下では、銀行業務や裁判所実務の混乱のきっかけとなった2002年のウィンターストーム控訴裁判所判決について紹介する。

(1) ウィンターストーム裁判——仲介銀行のもとにある資金の仮差押え

イ. 事案の概要⁵⁸

2001年、海運会社ウィンターストーム（Winter Storm Shipping, Ltd.）は、石油化学製品を扱う企業TPI（Thai Petrochemical Industry）と傭船契約を締結し船舶を貸与した。しかし、TPIが契約に定めのない物品を船舶に積載したとして、ウィンターストームはTPIに対し、運送費用等を含め、計約36万ドルの支払を請求した。両当事者は仲裁手続を進めていたが、ウィンターストームは請求を実現するために、連邦民事訴訟規則における海事裁判所または海事請求および資産没収訴訟に関する補足規定B⁵⁹（Rule B of the Supplemental Rules for Admiralty or Maritime Claims and Asset Forfeiture Actions of the Federal Rules of Civil Procedure。以下、「連邦民訴規則海事ルールB」という。）と連邦仲裁法（Federal Arbitration Act）8条⁶⁰に基づき、NY州の地方裁判所に対して、管轄内に所在するTPIの財産の仮差押えを求めた。海事取引においては、取引の性質上、取引当事者は一地点に長期間滞在することが少なく、財産も頻繁に移転することが多い。このため、連邦民訴規則海事ルールBにおいては、逃げ隠れしがちな債務者を訴訟の場に連れ出し、債権者が確実に債権の満足を得られる手段として、比較的緩やかな要件のもとで管轄内にある債務者の財産の仮差押えが認められている⁶¹。地方裁判所はウィンターストームの請求を認めて仮差押命令を發布し、ウィンターストームは、TPIが事業資金を外国企業へ送

置として、仮差押えが債権者にとっての有効な手段となっている。

58 以下、事案の詳細は、Winter Storm Shipping, Ltd. v. TPI, 198 F. Supp. 2d 385 (S.D.N.Y. 2002) 参照。

59 本規定のもとでは、原告が被告に対して一応の根拠を有すると推定できる（*prima facie*）海事請求権を有しており、管轄区内に被告が存在しないことを宣誓した場合に、被告の有形または無形の財産を仮差押えすることができることされている（Winter Storm Shipping, Ltd., 198 F. Supp. 2d at 387-388）。

60 連邦仲裁法8条（9 U.S.C. §8）では、海事契約に仲裁条項が含まれる場合において、当事者に仮差押えを認める旨が規定されている。

61 連邦民訴規則海事ルールBの概要については、Taylor [2009] pp. 219-221、Gold [2010] pp. 16-18、Winston [2010] pp. 117-125。

金する際に頻繁に利用すると思われる BNY (Bank of New York Mellon)⁶² 等の NY 州の仲介銀行に対して、仮差押命令を送達した。

同じ頃、TPI は、自身が口座を開設しているタイのアユタヤ銀行に対し、ウィンターストームとの契約とは関係のない取引に基づき、RBS (Royal Bank of Scotland) に開設されている取引先企業オプサル (Oppsal Shipping Co., Ltd.) の口座へ約 108 万ドルの支払を指示していた。そして、BNY はアユタヤ銀行と RBS の仲介銀行として、TPI からオプサルへの支払のための支払指図を、アユタヤ銀行から受領することとなった。ところが、すでにウィンターストームからの仮差押命令を受領していた BNY は、アユタヤ銀行からの支払指図に従わず、同行に開設されたアユタヤ銀行名義の口座に入金された約 36 万ドルを凍結し、残りの約 72 万ドルについてのみ、RBS に対しオプサルの口座への支払を指図した。

BNY は、その後も、当該資金の凍結を続けたため、TPI が、地方裁判所に対して、BNY に対する仮差押えを無効とするように求めたのが本件である。

ロ. 2002 年ウィンターストーム地方裁判所判決⁶³

まず、第 1 審である地方裁判所は、海事法上の仮差押えは連邦法の管轄事項であるため、本来は、連邦法を適用すべきであるとの判断を示した⁶⁴。しかし、ウィンターストームが請求の根拠としている連邦民訴規則海事ルール B においては、仮差押えの対象は、「被告の有形または無形の財産」と規定されているのみであり、これに仲介銀行である BNY のもとにある移動中の資金が含まれるか否かを当該文言から判断することは難しいとした⁶⁵。加えて、地方裁判所は、かかる論点について参考になる適切な裁判例もないことから、資金移動取引について規定する UCC 第 4A 編を採用した NY 州法⁶⁶ を参照すべきであるとした^{67, 68}。

そのうえで、地方裁判所は、NY 州法が採用している UCC 第 4A 編 502 条、503 条を挙げ、とくに UCC 公式コメントにおいて、移動中の資金は原指図人の財産ではないため、原指図人の債権者は移動中の資金に手を伸ばすことはできないとされていることを指摘した⁶⁹。こうしたことから、仲介銀行のもとにある移動中の資金は、連邦民訴規則海事ルール B に基づく仮差押えの対象となる財産には含まれな

62 旧 Bank of New York。2007 年の Mellon Financial との合併により現行名称。

63 *Winter Storm Shipping, Ltd.*, 198 F. Supp. 2d.

64 *Winter Storm Shipping, Ltd.*, 198 F. Supp. 2d at 388.

65 *Winter Storm Shipping, Ltd.*, 198 F. Supp. 2d at 388.

66 NY 州は、UCC 第 4A 編を「New York's Uniform Commercial Code §4A」として採択している。

67 *Winter Storm Shipping, Ltd.*, 198 F. Supp. 2d at 388-389.

68 NY 州法を参照することについて、地方裁判所は、連邦法の事案の判断として、連邦判例法を補充するために NY 州法を参照するのであるから、海事法の仮差押えが連邦法の管轄事項であるという前提は揺るがないと述べた (*Winter Storm Shipping, Ltd.*, 198 F. Supp. 2d at 390 n.5)。

69 *Winter Storm Shipping, Ltd.*, 198 F. Supp. 2d at 390.

いとして、ウィンターストームによる仮差押えは無効であるとの判断を下した⁷⁰。

ハ. 2002年ウィンターストーム控訴裁判所判決⁷¹

控訴裁判所は、連邦民訴規則海事ルール B に基づき、ウィンターストームによる仮差押えは有効であると判断して、地方裁判所判決を破棄し、差し戻した⁷²。

まず、控訴裁判所は、連邦民訴規則海事ルール B では、「被告の有形または無形の財産」を仮差押えすることができるとして、対象財産の範囲が幅広く規定されており、これに移動中の資金が含まれると解することができるかと判断した⁷³。

さらに、控訴裁判所は、仲介銀行のもとにある移動中の資金について、薬物に関する連邦法に基づく没収の可否が問題となったダカレット控訴裁判所判決⁷⁴を引用した。同事件は、違法薬物の売買に伴う資金移動取引を阻止するため、連邦政府が、コロンビアやパナマの銀行とコルレス関係にあった NY 州の仲介銀行に対して没収令状を発したところ、コロンビアにいる受取人が没収の無効を求めて提訴したものであった。そして同事件の控訴裁判所判決では、仲介銀行のもとにある移動中の資金が没収可能であることは明らかであると示されていた⁷⁵。

そのうえで、ウィンターストーム控訴裁判所は、両事件の間には、薬物法の事案か海事法の事案か、民事の没収の事案か仮差押えの事案かという違いがあるものの、これらの差異は、本質的な論点、すなわち、仲介銀行のもとにある移動中の資金が訴訟手続の制約に服するかという点に影響を及ぼすものではないとした⁷⁶。したがって、ダカレット控訴裁判所判決の判断枠組みに依拠して、仲介銀行のもとにある移動中の資金は仮差押えの対象となると判断した⁷⁷。

なお、地方裁判所が UCC 第 4A 編 503 条を根拠とした点について、控訴裁判所は、海事法による仮差押えは連邦法の管轄であるとして、NY 州法よりも連邦民訴規則海事ルール B の優先適用を認めた裁判例⁷⁸を引用しながら、本件においても NY 州法より連邦民訴規則海事ルール B が優先適用されると述べ、UCC 第 4A 編 503 条の適用を否定した⁷⁹。

.....
70 *Winter Storm Shipping, Ltd.*, 198 F. Supp. 2d at 392.

71 *Winter Storm Shipping, Ltd. v. TPI*, 310 F.3d 263 (2d Cir. 2002).

72 *Winter Storm Shipping, Ltd.*, 310 F.3d at 280.

73 *Winter Storm Shipping, Ltd.*, 310 F.3d at 276.

74 *United States v. Daccarett*, 6 F.3d 37 (2d Cir. 1993).

75 *Daccarett*, 6 F.3d at 55.

76 *Winter Storm Shipping, Ltd.*, 310 F.3d at 278.

77 *Winter Storm Shipping, Ltd.*, 310 F.3d at 278.

78 *Aurora Maritime Co. v. Abdullah Mohamed Fahem & Co.*, 85 F.3d 44 (2d Cir. 1996).

79 *Winter Storm Shipping, Ltd.*, 310 F.3d at 279–280.

(2) ウィンターストーム裁判後の実務の混乱と裁判例の変遷

イ. 実務の混乱

ウィンターストーム控訴裁判所判決が、UCC 第 4A 編ではなく連邦民訴規則海事ルール B を適用し、仲介銀行のもとにある移動中の資金の仮差押えを認めたことは、海事取引に多大な影響を及ぼすこととなった。すなわち、連邦民訴規則海事ルール B による仮差押えは、債権者にとって容易な、かつ非常に強力な債権の保全または執行の手段として広く利用されるようになり⁸⁰、海事関係の紛争の仮差押請求が急増することとなったのである⁸¹。

とくに、大きな影響を受けたのは、NY 州の仲介銀行であった。NY 州にある仲介銀行には、ウィンターストーム控訴裁判所判決後、連日大量の海事関係の仮差押命令が送付されるようになった。仲介銀行はその処理のために新しく従業員を雇用し、受領した支払指図と資金移動取引の動きを確認するための新たなシステムを導入する等、膨大な費用を負担することとなったといわれている⁸²。

加えて、ウィンターストーム控訴裁判所判決後、各国の海運会社は、移動中の資金の仮差押えを懸念し、NY 州の仲介銀行の利用を避けるために、ユーロ等のドル以外の通貨で資金移動取引を行うようになった。こうしたことから、NY 州が築き上げた国際的な金融取引の中心地という地位が脅かされている、との指摘までみられるようになった⁸³。

ロ. 以降の裁判例および議論の変遷

NY 州のドル決済実務に生じた大きな混乱は、裁判所の判断にも影響を及ぼすこととなり、その後の裁判例のなかには、ウィンターストーム控訴裁判所判決の妥当性について疑問を呈するものがみられるようになった。

(イ) 2006 年アクアストリ控訴裁判所判決⁸⁴

2005 年、海運会社アクアストリ (Aqua Stoli Shipping Ltd.) は、獣脂等を扱う商社ガードナースミス (Gardner Smith Pty Ltd.) と傭船契約を締結し船舶を貸与したが、ガードナースミスが当該船舶は獣脂の輸送に適していないと主張し荷物の積載を拒否したことから、紛争になった。アクアストリはガードナースミスに対して、

80 Taylor [2009] p. 220, Winston [2010] p. 134.

81 地方裁判所は、2008 年 10 月 1 日から 2009 年 1 月 31 日の間に、962 件の海事関係の請求 (総額 13 億ドル以上) を受理したが、これらは、同期間において地方裁判所が受理した訴訟件数全体の 3 分の 1 を占めていたとされる (PEB [2009] p. 5, n.4)。

82 Gold [2010] pp. 39-40.

83 PEB [2009] p. 5, n.4.

84 以下、事案の詳細は、Aqua Stoli Shipping Ltd. v. Gardner Smith Pty Ltd., 460 F.3d 434 (2d Cir. 2006) 参照。

損害賠償金約 145 万ドルの支払を請求し、NY 州の地方裁判所に対し、管轄内にあるガードナースミスの財産の仮差押えを求めた。地方裁判所は、ガードナースミスに仮差押えの効力を争う機会を与えることを条件に仮差押えを認め、NY 州の仲介銀行には仮差押命令が送達された⁸⁵。

ガードナースミスは地方裁判所に対し、連邦民事訴訟規則における海事裁判所または海事請求および資産没収訴訟に関する補足規定 E (Rule E of the Supplemental Rules for Admiralty or Maritime Claims and Asset Forfeiture Actions of the Federal Rules of Civil Procedure。以下、「連邦民訴規則海事ルール E」という。) (4)(f)⁸⁶ に基づく聴聞手続を求めた。これについて、地方裁判所は、アクアストリが、聴聞手続において連邦民訴規則海事ルール B や連邦民訴規則海事ルール E の仮差押えの形式的要件を満たしていることだけでなく、ガードナースミスに対する仮差押えの必要性が存在するという実質的要件まで示すことができなければ、仮差押えは認められないと述べた⁸⁷。そして、本件では、ガードナースミスが十分な財産を保有し安定して事業を継続しており仮差押えの必要性が認められず、また、仮差押えにより国際的な資金移動取引を制約されるガードナースミスが被る不利益は、これによりアクアストリが得る利益よりも大きいとして、仮差押えの無効を求めるガードナースミスの請求を認めた⁸⁸。

当該裁判所判決を不服として、アクアストリは控訴した。控訴裁判所は、海事法の仮差押えは、当事者が居所を転々とするため財産の把握が困難であるという海事取引の特徴を背景に、債権者の救済措置として規定されたものであり、こうした制定の経緯を踏まえると、海事法の仮差押えを認めるための要件を厳格に解すべきでない⁸⁹と判断した。そして、本件では、連邦民訴規則海事ルール B の形式的要件が満たされている以上、アクアストリによる仮差押えは有効であるとして、地方裁判所の判断を破棄し、差し戻した⁹⁰。

なお、本件控訴裁判所は、当該判決文脚注においてではあるが、ダカレット控訴裁判所判決は没収に関する事案であり、移動中の資金が誰の所有に属するかという論点に答えを与えたわけではないとして、これを引用したウィンターストーム控訴裁判所判決そのものの正当性に疑問を呈した⁹¹。

85 *Aqua Stoli Shipping Ltd. v. Gardner Smith Pty Ltd.*, 384 F. Supp. 2d 726, 727 (S.D.N.Y. 2005).

86 連邦民訴規則海事ルール E(4)(f) は、仮差押えに反対する債務者が、債権者に対して、仮差押えの必要性を示すよう求めることができると規定し、債務者に仮差押えの効力を争う機会を与えている。

87 *Aqua Stoli Shipping Ltd.*, 384 F. Supp. 2d at 729.

88 *Aqua Stoli Shipping Ltd.*, 384 F. Supp. 2d at 729–730.

89 *Aqua Stoli Shipping Ltd.*, 460 F.3d at 443–444.

90 *Aqua Stoli Shipping Ltd.*, 460 F.3d at 447.

91 “The correctness of our decision in *Winter Storm* seems open to question…” (*Aqua Stoli Shipping Ltd.*, 460 F.3d at 446 n.6). 控訴裁判所は、さらに、判決本文において、ウィンターストーム控訴裁判所の判断が仮差押えを受ける仲介銀行に大きな負担を課すと批判されていることを認めたが、連邦民訴規則海事ルール E(4)(f) の聴聞手続の時点では、すでに仮差押えが行われていることがほとんどである

(ロ) 2009年カーラローサ地方裁判所判決⁹²——潮流の変化

その後も、ウィンターストーム控訴裁判所判決の評価について、裁判所の判断にはばらつきがみられる状況が継続することとなった⁹³。こうしたなか、次第に、ウィンターストーム控訴裁判所判決の射程を狭めようとする地方裁判所判決の数が増すこととなるが、その端緒となったのが、2009年カーラローサ地方裁判所判決である。

2008年、海運会社カーラローサ (Cala Rosa Marine Co. Ltd.) は、主に砂糖を扱う商社サクデン (Sucden Middle East Part of Sucres Et Denrees Group) と傭船契約を締結し、船舶を貸したが、輸送品に損傷が生じたことから紛争となり、2009年、カーラローサはNY州の地方裁判所に対し、サクデンの財産の仮差押え (計約89万ドル) を求めた。カーラローサの仮差押請求には、NY州の仲介銀行に対する移動中の資金の仮差押えに加えて、2つの特別な請求が含まれていた。第1の追加的請求は、債権者が何度も仲介銀行に仮差押命令を送達する手間を省くために、裁判所が、一定期間の継続的な効力を有する仮差押命令を發布すること⁹⁴、第2の追加的請求は、仮差押命令を仲介銀行に送達する執行官の負担を軽減するために、執行官に加えて、債権者が指名した使者に対しても、仮差押命令を送達する権限を認めることであった⁹⁵。

ため、アクアストリ地方裁判所が示した連邦民訴規則海事ルール E(4)(f) についての厳格な要件を用いたとしても、仲介銀行の負担が軽減されるわけではないと述べた (*Aqua Stoli Shipping Ltd.*, 460 F.3d at 445-446)。

- 92 以下、事案の詳細は、*Cala Rosa Marine Co. Ltd. v. Sucres Et Denrees Group*, 613 F. Supp. 2d 426 (S.D.N.Y. 2009) 参照。
- 93 ウィンターストーム控訴裁判所判決を支持した裁判例として、例えば、*Consub Delaware LLC v. Schahin Engenharia Limitada*, 543 F.3d 104 (2d Cir. 2008) がある。同事件では、移動中の資金の仮差押えを受けた債務者が、アクアストリ控訴裁判所判決の脚注において、ウィンターストーム控訴裁判所判決の正当性に疑問が呈されていることを根拠として、NY州法 (UCC 第4A編) を適用して仮差押えを無効とするよう求めた。その控訴裁判所判決は、本件とアクアストリ控訴裁判所判決は論点が異なり、アクアストリ控訴裁判所判決の脚注は、ウィンターストーム控訴裁判所判決の変更を想定していたわけではないと明確に否定しており、そのうえで、連邦民訴規則海事ルール B に基づく移動中の資金の仮差押えは連邦法の管轄事項であり、NY州法は何ら影響力を持たないとして、ウィンターストーム控訴裁判所判決を支持し、移動中の資金の仮差押えを認めた。
- 94 対象財産を有する銀行に連日繰り返し訴状を送達する手間を省くため、裁判所に対し、いったん銀行に送達された訴状は、訴状が送達された日時以降、別の訴状が送達されない限り翌営業日まで、有効かつ継続的な効力を有するものとみなされることを請求した (*Cala Rosa Marine Co. Ltd.*, 613 F. Supp. 2d at 427-428)。資金移動取引は短時間で完了してしまうため、仲介銀行が債務者に係る資金を受領するタイミングを債権者が予測して仮差押命令を送達することは難しい。地方裁判所も、命令に継続的な効力を認めなければ、事実上仮差押えは非常に困難であることを認めている (*Cala Rosa Marine Co. Ltd.*, 613 F. Supp. 2d at 432)。一連のウィンターストーム訴訟における BNY のように (*Winter Storm Shipping, Ltd.*, 310 F.3d at 266-267)、銀行が裁量でこうした取扱いを認めることはあったが、本件では、債権者が裁判所に対し、銀行に継続的な取扱いをするよう命じることを求めた。
- 95 連邦民訴規則海事ルール B(1)(d)(ii) は、執行官や、国や裁判所の特別な許可を得た者が、仮差押命令を送達することができるかと規定している。

まず、地方裁判所は、一般的には、裁判所には本件請求のような銀行に対して継続的な効力を有する仮差押えを命じる権限は認められるものの、義務づけられてはいないことを明らかにした⁹⁶。そのうえで、(i) 連邦民訴規則海事ルール B においては、継続的な効力を有する仮差押えに関する規定が存在しないこと、(ii) 裁判所が銀行に対して継続的な効力を有する仮差押えを命じることは、命令送達後に取得された財産を仮差押えしてはならないという先行裁判例⁹⁷を潜脱しかねないこと、(iii) 銀行に対する継続的な効力を有する仮差押命令を認めてしまうと、命令を処理する NY 州の銀行に過大な負担を課し、破壊的なダメージを与えることを理由として、裁判所はその裁量を行使することを拒否し、債権者の第 1 の追加的請求を認めなかった⁹⁸。

次に、第 2 の追加的請求については、そもそも債権者が執行官に依頼する費用を負担しなければならないため、このことが執行官の仕事量の著しい増加の抑制になっているとした。したがって、現実には執行官が銀行に何度も仮差押命令を送達しているという事態は発生しておらず、命令の送達権限が執行官に限られることは、執行官に過大な負担を強いているとはいえないとして、債権者の第 2 の追加的請求も退けた⁹⁹。

本判決は、連邦民訴規則海事ルール B に基づき、移動中の資金の仮差押えそのものは認めたとする点においては、ウィンターストーム控訴裁判所判決の判断枠組みを維持しているといえる。もっとも、債権者の追加的請求を否定する論拠としてはあるが、移動中の資金の仮差押えの可能性によって NY 州の銀行に過大な事務負担が発生しようとして¹⁰⁰、ウィンターストーム控訴裁判所判決の射程を狭めるような要素が指摘されている¹⁰¹。そして、本判決が、継続的な効力を有する仮差押命令を否定したことによって、債権者は、仮差押えをしたい資金が仲介銀行を経由する時点を的確に捉えて手続を進めなければならなくなった。このように、仲介銀行のもとにある移動中の資金の仮差押えを非常に困難なものにした本判決は、海事取引における仮差押請求の濫用に対して突破口を開いた画期的な判決であったとの評価

96 *Cala Rosa Marine Co. Ltd.*, 613 F. Supp. 2d at 431.

97 *Reibor International Ltd. v. Cargo Carriers (KACZ-CO.), Ltd.*, 759 F.2d 262 (2d Cir. 1985).

98 地方裁判所は、第 1 の追加的請求を否定する理由として、銀行の同意なく、NY 州法が認めていないような過大な負担を銀行に課すべきでないこと、現に、2007 年 8 月には、NY 州の代表的な銀行には、1 日に 100 件以上の仮差押命令が送達され、仮差押命令の処理のために新しく職員を雇用する等、過大な負担を強いられていることに言及した (*Cala Rosa Marine Co. Ltd.*, 613 F. Supp. 2d at 431 n.37)。

99 *Cala Rosa Marine Co. Ltd.*, 613 F. Supp. 2d at 432.

100 *Cala Rosa Marine Co. Ltd.*, 613 F. Supp. 2d at 431 n.37.

101 なお、本判決のほか、ウィンターストーム控訴裁判所判決の射程を狭めるような要素を持った判決として、*STX Panocean (UK) Co., Ltd. v. Glory Wealth Shipping Pte Ltd.*, 560 F.3d 127 (2d Cir. 2009) や、*Marco Polo Shipping Co. Pte. Ltd. v. Supakit Products Co. Ltd.*, 2009 U.S. Dist. LEXIS 19057 (S.D.N.Y. 2009) がある。

がなされるようになったといわれている¹⁰²。

(ハ) UCC 常設編纂委員会と NY 市法曹協会からの批判

こうした裁判例が登場した傍ら、UCC 第 4A 編の起草に携わった UCC 常設編纂委員会 (Permanent Editorial Board for the Uniform Commercial Code: PEB) や、NY 市法曹協会 (New York City Bar Association: NYCBA) からは、ウィンターストーム控訴裁判所判決とそれを踏襲した裁判例¹⁰³ について、批判的な意見が示されることとなった¹⁰⁴。PEB および NYCBA は、仲介銀行は原指図人や受取人の財産を保有していないため、原指図人や受取人の債権者が、仲介銀行のもとにある資金に手を伸ばすことはできない、と主張した¹⁰⁵。

まず、PEB は、ウィンターストーム控訴裁判所判決は、仲介銀行が資金移動取引の過程において有することとなる資金は、原指図人または受取人の財産であるという前提に立っていると分析した¹⁰⁶。しかし、UCC 第 4A 編のもとでは、支払指図と指図の受領にかかる契約上の権利義務関係は、当該支払指図を直接授受した発信人と受信銀行間にのみ生じ、こうした契約上の義務は原指図人や受取人の財産の移転とは無関係であるとした¹⁰⁷。そして、原指図人や受取人は仲介銀行に対して契約上の請求権を有さず、仲介銀行のもとにある資金は、仲介銀行への発信人 (通常は仕向銀行) のために保有されるものであり、原指図人や受取人の財産ではないと結論づけた¹⁰⁸。

また、ダカレット控訴裁判所判決についても、これは仮差押えではなく没収の事案であったため、没収対象物が被告の財産である必要はなかったと指摘した¹⁰⁹。したがって、ダカレット控訴裁判所判決は、仲介銀行のもとにある移動中の資金が原指図人や受取人の財産であるか否かを判断したものではないと主張した¹¹⁰。

さらに NYCBA からは、PEB がウィンターストーム控訴裁判所判決は明らかに誤りであるとしたことについての同意も示された¹¹¹。NYCBA は、PEB と同様に、仲介銀行は直接の支払指図の相手方に対してのみ義務を負うことを強調したうえで、こうした直接の契約関係 (privity) という UCC 第 4A 編の法構造は、取引当事者が

.....
 102 Taylor [2009] p. 227.
 103 前掲注 93 参照。
 104 UCC 常設編纂委員会は、2009 年 7 月に、UCC 第 4A 編 502 条 (d) および 503 条に関するコメントを公表し (PEB [2009])、また、NY 市法曹協会は、同年、PEB [2009] のドラフトに対するコメントを公表した (NYCBA [2009])。
 105 PEB [2009] p. 6, NYCBA [2009] p. 3.
 106 PEB [2009] p. 3.
 107 PEB [2009] p. 2.
 108 PEB [2009] p. 3, p. 6.
 109 PEB [2009] p. 4, n.3.
 110 PEB [2009] p. 4, n.3.
 111 NYCBA [2009] p. 2.

異なる国、異なる法体系に属している国際的な資金移動取引においてとりわけ重要であると主張した¹¹²。その理由として、直接の契約関係という法構造は、取引当事者が自ら負う義務の内容の理解を容易にし、また、支払指図の相手を十分な財務基盤を有すると自身が信じられる者のみに限定することで、リスク管理を容易にするという意義があると主張した¹¹³。

(3) 2009年ジャルディ控訴裁判所判決¹¹⁴の登場

こうしたなか、2009年10月に、ついにウィンターストーム控訴裁判所判決を改めるジャルディ控訴裁判所判決が登場することとなった。

事案の概要は以下のとおりである。2008年、海運会社 SCI (The Shipping Corporation of India, Ltd.) は、鉄鉱石の輸送のために、海運会社ジャルディ (Jaldhi Overseas Pte Ltd.) と傭船契約を締結し船舶を貸与した。当該船舶は停泊中に事故に遭い、傭船料の減額が生じる使用不能期間 (off hire) の認定を巡って紛争になった。SCI はジャルディによる傭船料の支払を求めて、NY州の地方裁判所に対して、連邦民訴規則海事ルール B に基づき¹¹⁵、NY州の仲介銀行のもとにあるジャルディの財産の仮差押えを請求した。地方裁判所は SCI の請求を認め、計約 487 万ドルの移動中の資金の仮差押えを命じたが、当該資金にはジャルディが原指図人であるものと受取人であるものが含まれ、そのうちのほとんどがジャルディが受取人であるものであった。このため、ジャルディは SCI による仮差押えの無効を主張した。

はじめに、地方裁判所は、債務者 (ジャルディ) が受取人である移動中の資金については、債務者に到達するまでは債務者の財産には含まれないため、連邦民訴規則海事ルール B に基づく仮差押えは認められないと述べ、債務者が受取人である移動中の資金についての仮差押えを無効とした¹¹⁶。

続く控訴裁判所は、仮差押えを無効とし、債務者が原指図人である移動中の資金についての審理を地方裁判所に差し戻した。控訴裁判所は、債務者が原指図人である移動中の資金も含めて、連邦民訴規則海事ルール B に基づく移動中の資金の仮差押えは認められないとの一般論を示し¹¹⁷、当該判断はウィンターストーム控訴裁

.....
112 NYCBA [2009] p. 5.

113 NYCBA [2009] p. 5.

114 以下、事案の詳細は、The Shipping Corporation of India, Ltd. v. Jaldhi Overseas Pte Ltd., 585 F.3d 58 (2d Cir. 2009) 参照。

115 前掲注 59 参照。

116 The Shipping Corporation of India, Ltd. v. Jaldhi Overseas Pte Ltd., 2008 U.S. Dist. LEXIS 49209 (S.D.N.Y. 2008).

117 The Shipping Corporation of India, Ltd., 585 F.3d at 72.

判所判決を変更するものであることを明らかにした¹¹⁸。

ジャルディ控訴裁判所判決がウィンターストーム控訴裁判所判決からわずか7年後にその判断を変更した理由としては、第1に、ウィンターストーム控訴裁判所判決におけるダカレット控訴裁判所判決の引用が理論的に誤りであったこと、第2に、仲介銀行のもとにある移動中の資金の仮差押えがNY州の仲介銀行と裁判所に及ぼす影響はあまりに大きいため、誤った判断を直ちに修正する必要があることが挙げられていた¹¹⁹。

第1の点を敷衍すると、まず、連邦民訴規則海事ルールBの仮差押えは被告の財産に対して行うものであるところ、ダカレット控訴裁判所判決では、移動中の資金が没収対象になるか否かを判断しているのであって、連邦民訴規則海事ルールBのもとで、移動中の資金が原指図人または受取人の財産といえるか否かについては判断されていないと指摘した¹²⁰。したがって、連邦民訴規則海事ルールBの仮差押えの可否の判断にあたって、ダカレット控訴裁判所判決を引用することは理論的に誤っており、また、連邦民訴規則海事ルールBの文言も過去の海事法関係の事例も、移動中の資金が仮差押対象財産に含まれると判断する根拠にはならないため、連邦民訴規則海事ルールBの解釈にあたっては、UCC第4A編を採用するNY州法に依拠すべきであると判断した¹²¹。そのうえで、NY州法で採用されているUCC第4A編503条では、受取人や被仕向銀行、仕向銀行を除き、資金移動取引にかかるいかなる行為も拘束することができないと規定され、また、502条公式コメント4.では、移動中の資金は原指図人の財産とは観念できないこと、資金移動取引が完了するまでは受取人は受取人の債権者が仮差押可能な財産を保有しないとされていることを挙げた¹²²。控訴裁判所はこれらを根拠として、NY州法においては、仲介銀行のもとにある資金は原指図人のものでも受取人のものでもなく、連邦民訴規則海事ルールBの仮差押対象財産にもあたらないと述べ、本件における仮差押えを無効とした¹²³。

本判決は、ウィンターストーム控訴裁判所判決を覆したことだけでなく、その手続面の特殊性も注目し得る。過去の裁判例¹²⁴によると、控訴裁判所が、過去の控訴裁判所判決を変更するためには、控訴裁判所の判事が全員参加する審理 (*en banc panel*) によるか、または合衆国最高裁判所 (以下、「最高裁判所」という。) の判断によらなければならないとされていた¹²⁵。ところが、本判決においては、担当

118 *The Shipping Corporation of India, Ltd.*, 585 F.3d at 67, 72.

119 *The Shipping Corporation of India, Ltd.*, 585 F.3d at 67.

120 *The Shipping Corporation of India, Ltd.*, 585 F.3d at 68–69.

121 *The Shipping Corporation of India, Ltd.*, 585 F.3d at 69–70.

122 *The Shipping Corporation of India, Ltd.*, 585 F.3d at 70–71.

123 *The Shipping Corporation of India, Ltd.*, 585 F.3d at 71.

124 *United States v. Wilkerson*, 361 F.3d 717, 732 (2d Cir. 2004).

125 ウィンターストーム控訴裁判所判決を支持したコンサブ控訴裁判所判決においても、アクアストリ

判事の意見を判事全員に回覧し、これに対する反対意見が出なかったことから、*en banc panel* とみなされ、先行裁判例を変更できるとした¹²⁶。

本判決が、このような異例の手法を採用しなければならなかったほどに、ウィンターストーム控訴裁判所判決は NY 州の銀行や裁判所にとって大きな負担となっていたといえる。本判決は、抜かりのない綿密な法的枠組みを提供して、債権者が移動中の資金に手を伸ばす路を閉ざした¹²⁷。NY 州の仲介銀行は膨大な仮差押命令の処理に忙殺されることがなくなり、実務はウィンターストーム控訴裁判所判決以前の状態に戻り、混乱はようやく終焉を迎えることとなったのである。

(4) 小括

ウィンターストーム控訴裁判所判決が示した判断枠組みは、仲介銀行に対する海事関係の仮差押えの急増をもたらし、NY 州に集中する国際的な資金移動取引の流れを妨げることとなった。そして、ウィンターストーム控訴裁判所判決は、PEB や NYCBA 等から多くの批判を受けることとなった。こうしたなか、裁判所は、ウィンターストーム控訴裁判所判決の射程を狭めようとする裁判例を示し軌道修正を試み、最終的には、ジャルディ控訴裁判所判決によって実務の混乱を収束させたのである。

ジャルディ控訴裁判所判決において、裁判所は、UCC 第 4A 編 502 条 (d) と 503 条を根拠として、仲介銀行は原指図人や受取人の財産を保有しておらず、両当事者の債権者は、仲介銀行のもとにある資金を自身の債権を満足するための仮差押えの対象とすることはできないという判断枠組みを示した¹²⁸。

しかし、以下でみるとおり、国債の利払に対する差止命令という特殊な場面ではあるが、UCC 第 4A 編 502 条 (d) や 503 条の解釈が問題となる新たな事案が現れることとなった。4 節では、デフォルトしたアルゼンチン国債を巡るアルゼンチンとヘッジファンドによる一連の訴訟において、争点の 1 つとなった UCC 第 4A 編に関する議論について紹介する。

控訴裁判所判決がウィンターストーム控訴裁判所判決の変更を意図するものではないと述べられているが、その理由として、同様の指摘がされていた (*Consub Delaware LLC*, 543 F.3d at 109)。

126 *The Shipping Corporation of India, Ltd.*, 585 F.3d at 67. 裁判所は、かかる方法を “mini-en banc” と呼んだ (*The Shipping Corporation of India, Ltd.*, 585 F.3d at 67 n.9)。

127 Taylor [2009] p. 216.

128 かかる判断枠組みは、海事法以外の連邦法に基づく差押えに関する事案においても、踏襲されるようになっていった (例えば、*Export-Import Bank of the U.S. v. Asia Pulp & Paper Co., Ltd.*, 609 F.3d 111 (2d Cir. 2010))。

4. 国債の利払に対する差止命令が問題となった裁判例

(1) デフォルト国債を巡るアルゼンチンとヘッジファンドとの訴訟の概要と議論

以下で紹介するデフォルトしたアルゼンチン国債を巡る一連の訴訟は、地方裁判所による利払差止命令に関する訴訟（本節（1）イ．およびロ．）と、その差戻審に関する訴訟（本節（1）ハ．ニ．およびホ．）に大別することができる。

イ． 地方裁判所による利払差止命令

2001年、アルゼンチンは、かねてからの不況により財政破綻に陥り、対外債務総額約800億ドルについてデフォルト状態となった¹²⁹。本件で問題となったのは、アルゼンチンが「財務代理契約（Fiscal Agency Agreement。以下、「FAA」という。）」に基づき、1994年から発行していた債務証券（FAA債券）についてのデフォルト後の取扱いである。すなわち、アルゼンチンは、2005年と2010年に、FAA債券保有者¹³⁰に対し、既存の債券の消滅と引換えに、既存の債券の券面額の25～29%程度の価値を有する無担保・非劣後の新債券との交換を提案した。この提案に対しては、9割を超えるFAA債券保有者が交換に応じ、アルゼンチンは、交換に応じた新債券保有者に対する利払を開始したが、交換に応じなかった債券保有者（以下、「旧債券保有者」という。）へは元利金の支払を行わなかった¹³¹。アルゼンチンは、旧債券保有者に対する支払を一切行わないことを表明するのみならず、2005年にはLock Lawと呼ばれる国内法（Law No. 26,017）を制定し、旧債券保有者に対し和解に応じて支払をすること等を法律により禁止した¹³²。

なお、アルゼンチンから新債券保有者への利払は、アルゼンチンから同国所在の金融機関に支払われ、そこから複数の仲介機関を経由して、新債券保有者の口座が開設されている米国の銀行へと送金される仕組みとなっていた¹³³。

アルゼンチンの交換提案に応じなかった旧債券保有者——NML Capital, Ltd.,

129 以下、事案の詳細は、NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina, 699 F.3d 246 (2d Cir. 2012) 参照。

130 アルゼンチン国債は、証券保管振替機関（depository）に対して発行され、証券保管振替機関から債券仲買人を介して利子受益権を購入した者が、最終的にアルゼンチンからの利払を受領する。このため、国債の利子受益権者は、正確には国債の所有者（名義人）ではないが、便宜上本稿では債券保有者と呼ぶ（NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina, 2011 U.S. Dist. LEXIS 110811 (S.D.N.Y. 2011) at 6–7 n.1 参照）。

131 NML Capital, Ltd., 699 F.3d at 251–253.

132 NML Capital, Ltd., 699 F.3d at 252.

133 NML Capital, Ltd., 699 F.3d at 253.

Aurelius Capital Master, Ltd. といったヘッジファンド——は、アルゼンチンに対し、債務の全額弁済を求めるさまざまな訴訟を提起した¹³⁴。これら一連の訴訟が NY 州にある裁判所に係属したのは、FAA が、NY 州法に準拠して締結されたものであったことに加え、合意管轄についても NY 州にある州裁判所および連邦裁判所を指定したものであったためである¹³⁵。しかし、米国の外国主権免除法（Foreign Sovereign Immunities Act of 1976）によって、アルゼンチンの財産に対する裁判権は免除されることから、米国に所在する同国財産に対する強制執行を認めないとする判決が相次ぐこととなった¹³⁶。

そこで、旧債券保有者は、アルゼンチンが旧債券保有者への元利金の支払を拒否しながら新債券保有者への利払を行うという差別的な取扱いをすることは、債権者を平等に扱う旨定める FAA のパリ・パス（*Pari Passu*）条項¹³⁷に反すると主張し、このような取扱いに対して、パリ・パス条項に従った元利金の支払を含む差止命令（*injunctive relief*）による救済を講じるよう、地方裁判所に求めた¹³⁸。エクイティ¹³⁹上の救済手段である差止命令は、コモン・ロー上の救済では不十分である場合、すなわち、裁判所が差止めを命じないと回復不能の損害が生じる場合についてののみ命じられる¹⁴⁰。本件では、旧債券保有者は、米国に所在するアルゼンチンの財産に対する強制執行が奏功しなかったことから、こうしたエクイティ上の救済を求めることとなった。

2011 年 12 月、地方裁判所は、パリ・パス条項の解釈についての旧債券保有者の主張を大筋で認め、アルゼンチンが新債券保有者への利払を継続しながら旧債券保有者への元利金の支払を拒み続けていることと、Lock Law を制定したことは、パ

.....
134 例えば、*NML Capital, Ltd.*, 699 F.3d at 254 n.5 で挙げられている裁判例参照。

135 *NML Capital, Ltd.*, 699 F.3d at 253–254.

136 *NML Capital, Ltd.*, 699 F.3d at 254 n.5.

137 FAA1 項 (c) においては、「本債券は [中略]、アルゼンチンの直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、債券相互間に優先劣後関係はなく、いかなる場合も同順位 (*pari passu*) に扱われなければならない。本債券についてのアルゼンチンの支払債務は、いかなる場合も、その他の現在および将来の無担保かつ非劣後の債務すべてと少なくとも同等しく扱われなければならない」と定められていた。

138 *NML Capital, Ltd.*, 699 F.3d at 253.

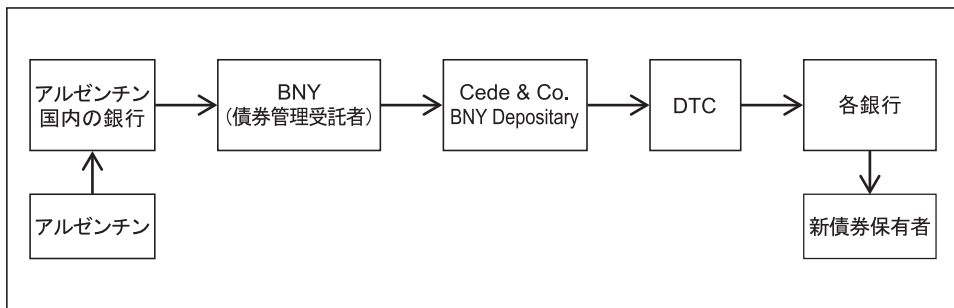
139 エクイティとは、コモン・ローと並ぶ英米法の歴史的淵源であり、コモン・ローでは十分な救済が与えられない場面において、国王の側近である大法官 (Lord Chancellor) が、正義と衡平の見地から個別的に与えた救済が集積し、判例法として体系化されたものといわれている (田中 [1991] 302～303 頁、浅香 [2016] 10～11 頁参照)。

140 田中 [1991] 448～449 頁、吉垣 [2012] 64～66 頁参照。なお、差止命令には、永久的差止命令、予備的差止命令、仮制止命令の 3 種類がある。このうち、予備的差止命令は、終局判決では対応できない終局判決前の回復不能の損害に対応するための救済であり、仮制止命令は、予備的差止命令では対応できない予備的差止命令前の回復不能の損害に対応するための救済であるのに対し、永久的差止命令は、終局的に紛争を解決するための手段であり、民事訴訟における終局判決の一部または全部を構成するものと説明されている (吉垣 [2014] 30～33 頁、吉垣 [2012] 64～67 頁、69 頁)。本件命令は、永久的差止命令であるとされている (*NML Capital, Ltd.*, 699 F.3d at 250)。

リ・パス条項に反するという判決を下した¹⁴¹。さらに、2012年2月、地方裁判所は差止命令による救済を認め、アルゼンチンに対し、パリ・パス条項に基づく義務を履行するよう命じた¹⁴²。

その結果、地方裁判所は、アルゼンチンが新債券保有者に利払を行う場合には、旧債券保有者に対して、同時または事前に、比例的支払¹⁴³を行わなければならないと命じた（以下、「本件命令」という。）。あわせて、地方裁判所は、アルゼンチンに確実に本件命令を遵守させ、本件命令の実効性を高めるために、本件命令はアルゼンチンだけでなく、「新債券保有者に対する利払に関して直接的または間接的に、通知、準備、処理、または促進するすべての関係者（all parties involved, directly or indirectly, in advising upon, preparing, processing, or facilitating any payment on the Exchange Bonds）」に対しても効力が及ぶと定めた¹⁴⁴。これにより、該当する関係者は、アルゼンチンが比例的支払を行わない限り、新債券保有者に対する利払を実行することができなくなったが、当該関係者の具体的な範囲、とりわけ「仲介銀行」が含まれるのか否かは明らかではなかった（図3参照）。

図3 アルゼンチン国債の新債券保有者への利払プロセス¹⁴⁵



ロ. 控訴裁判所判決¹⁴⁶

(イ) 控訴理由と意見書

アルゼンチンは、(i) 旧債券保有者は法的に劣後して取り扱われているわけではないためパリ・パス条項に反していないこと、(ii) 本件命令は米国外国主権免除法に反していること、(iii) 本件命令により支払を差し止められる資金はアルゼンチ

141 *NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina*, 2011 U.S. Dist. LEXIS 158860 (S.D.N.Y. 2011).

142 *NML Capital, Ltd.*, 699 F.3d at 254.

143 後述するように、「比例的支払」の具体的内容が不明確であったため、本件命令は控訴裁判所によって差し戻され、地方裁判所は、修正命令において「比例的支払」の具体的内容を明らかにした（後掲注 169 およびこれに対応する本文参照）。

144 *NML Capital, Ltd.*, 699 F.3d at 255.

145 後述の地方裁判所による修正命令より筆者作成（後掲注 174 およびこれに対応する本文参照）。

146 *NML Capital, Ltd.*, 699 F.3d 246.

ンの財産ではなく、新債券保有者のための受託財産であるため、一般的に NY 州法のもとでは債権者の執行対象財産とはならないこと、すなわち、本件命令は、新債券保有者に対する利払を「間接的に促進する者」に対しても適用されるものとなっているが、これは、支払指図を実行する責任を負っている「仲介銀行」に対する差止めを禁じる UCC 第 4A 編 503 条に反するものであること等を主張し、地方裁判所判決の有効性を争った¹⁴⁷。

旧債券保有者側からは、アミカス・キュリエ (*amicus curiae*)¹⁴⁸ の参考意見として、コロンビア大学ロー・スクールのロナルド・マン (Ronald J. Mann) 教授¹⁴⁹ からアミカス・ブリーフが提出された¹⁵⁰。マン教授は、アルゼンチンの主張に対し、本件命令は仲介銀行を保護する UCC 第 4A 編の趣旨に反するものではないとして、本件命令を支持する意見を示した。

具体的には、マン教授はまず、本件命令が、原指図人たるアルゼンチンおよびその代理人に適用されることは UCC 第 4A 編 503 条 (i) に合致しており、また、アルゼンチンおよびその代理人のために行動する銀行¹⁵¹ に適用されることも同条 (ii) に合致しており、そして、受取人や被仕向銀行について適用されることも同条 (iii) に合致しているとした¹⁵²。さらに、仲介銀行が UCC 第 4A 編のもとで果たす役割は、受領した支払指図の実行のみであって、よって、仲介銀行の義務は、直接の支払指図の相手方に対するものに限定されるとの理解を強調した¹⁵³。そのうえで、原指図人や受取人のための利払を進め、促進する役割を負う者に適用されるとする本件命令が、そうした役割を負わない仲介銀行についてまで適用されると解する余地はないと指摘した¹⁵⁴。

(ロ) 本件命令を巡る控訴裁判所の判断——地方裁判所への差戻し

2012 年 10 月、控訴裁判所は、地方裁判所判決のうち、アルゼンチンがパリ・パス条項に反したと示したことについては支持したが、比例的支払の具体的な内容

147 *NML Capital, Ltd.*, 699 F.3d at 256–257.

148 アミカス・キュリエとは、訴訟の当事者ではないが、強い利害関係を持つために、自ら裁判所に要請しまたは裁判所からの求めに応じて、意見書を提出する者のことをいい、アミカス・ブリーフとは、アミカス・キュリエによって裁判所に対して提出される意見書のことをいう (Garner [2014] p. 102, p. 230)。

149 同教授は、商事取引法の代表的なケースブック (LoPucki *et al.* [2016]) や支払決済システムに関する代表的なケースブック (Mann [2016]) の著者であるほか、UCC 第 4A 編の 2000 年から 2003 年間の改正作業においては、レポーター (主たる起草者) を務めた。

150 Mann, Rivkin, and Grosso [2012].

151 “[A]ny bank that acts on behalf of Argentina and its agents to enter such a transfer into a funds transfer system” (Mann, Rivkin, and Grosso [2012] p. 12).

152 Mann, Rivkin, and Grosso [2012] pp. 12–13.

153 Mann, Rivkin, and Grosso [2012] p. 13.

154 Mann, Rivkin, and Grosso [2012] p. 13. なお、本件における具体的な仲介銀行の範囲についてのマン教授の見解は、後掲注 200、注 201 およびこれらに対応する本文参照。

と、本件命令の効力が及ぶ関係者の範囲については不明確であるとして、再度審理を行うよう地方裁判所へ差し戻した¹⁵⁵。控訴裁判所は、アルゼンチンから新債券保有者への利払プロセスにおいて、純粋な仲介銀行として機能する機関に対して、本件命令が影響を及ぼしうること、仲介銀行に対して利払の差止めを命じると、仲介銀行に多大な負担を課し、当該差止めに関係しない資金移動取引を遅延させるリスクがあることについて懸念を示した¹⁵⁶。さらに、控訴裁判所は、旧債券保有者は、仲介銀行が本件命令の適用対象とはならないと主張しているが、なぜ仲介銀行が、新債券保有者に対する利払を間接的に促進する関係者（indirect[...]facilitat[ors]）に含まれないのかを明らかにできていないと述べた¹⁵⁷。

なお、控訴裁判所は、地方裁判所がこれらの指摘を反映して命令を修正した場合には、訴訟は再び控訴裁判所に戻り、そこで修正された命令について再審理を行うとした¹⁵⁸。

ハ. 地方裁判所による再審理まで

(イ) ニューヨーク連邦準備銀行から地方裁判所グリーサ判事への書簡と旧債券保有者の反論

控訴裁判所による差し戻し決定後、旧債券保有者から地方裁判所に対して、本件命令の効力が及ぶ範囲を具体的に示した修正命令案が提出されたところ¹⁵⁹、その他の利害関係者からも地方裁判所に対して書簡や意見書が提出された。

そのなかの1つに、2012年11月16日、ニューヨーク連邦準備銀行のジェネラル・カウンセラーであったトーマス・バクスター（Thomas C. Baxter, Jr.）が、地方裁判所のトーマス・グリーサ（Thomas P. Griesa）判事¹⁶⁰宛てに送付した書簡¹⁶¹がある。その内容は、ニューヨーク連邦準備銀行としては、本件命令が資金決済システムに及ぼす影響について控訴裁判所と同様の懸念を抱いているというものであった。具体的には、Fedwireを通じた資金移動取引において、仲介銀行として日々膨大な量の支払指図を処理している連邦準備銀行としては、本件命令が連邦準備銀行にも適用されることになった場合の事務負担の増大を危惧し、裁判所に対して、本件命令の適用範囲をアルゼンチンとその直接の契約関係にある機関に限定するように求めた¹⁶²。そして、UCC 第4A編502条公式コメント4.や503条、ジャルデイ控訴裁判所判決を引用しながら、新債券の利払における被仕向銀行に対しても効力

.....
155 *NML Capital, Ltd.*, 699 F.3d at 250–251.

156 *NML Capital, Ltd.*, 699 F.3d at 264.

157 *NML Capital, Ltd.*, 699 F.3d at 264.

158 *NML Capital, Ltd.*, 699 F.3d at 265.

159 Cohen [2012].

160 同判事は、本件に関するこれまでの一連の地方裁判所判決を担当していた。

161 Baxter [2012].

162 Baxter [2012] pp. 1–2.

が及ぶと解される旧債券保有者の修正命令案は、原指図人の債権者が被仕向銀行に対して資金の差押えをすることを禁じる UCC 第 4A 編に反すると主張した¹⁶³。

また、ニューヨーク連邦準備銀行は、旧債券保有者が示した修正命令案において、その効力が及ぶ対象が「アルゼンチンの代理人、または積極的にアルゼンチンやその代理人に協力する者および機関であり、アルゼンチンによる本件国債に関する利払を補助する者および機関 (persons and entities who act as the Republic's agents, or act in active concert or participation with the Republic or its agents, to assist the Republic in fulfilling its payment obligations under the Exchange Bonds)」とされており、さらに、「アルゼンチンの代理人」の例として、「クリアリング機関およびシステム、証券保管振替機関、クリアリング・システムの運営者および本件国債の決済にかかる代理人 (clearing corporations and systems, depositories, operators of clearing systems and settlement agents for the Exchange Bonds)」とされていることに対し、かかる修正案では、Fedwire のような資金決済システムが適用対象に含まれるのか否かが明らかでないとして指摘した。そして、資金決済システムの不必要な混乱や障害の発生を防ぐためには、裁判所は、拡張的に解釈されかねない曖昧な定義を用いるのではなく、本件命令の適用対象となる機関を正確に明記すべきであると主張した¹⁶⁴。

こうしたニューヨーク連邦準備銀行の主張に対し、旧債券保有者は、同様にグリーサ判事宛ての書簡を提出し、次のように反論した。まず、修正命令案は、その効力が及ぶ範囲として Fedwire や CHIPS といった資金決済システムを対象としておらず、また、そもそもこれらはアルゼンチンの代理人としての機能や利払を補助する機能を有していないため、ニューヨーク連邦準備銀行の懸念は杞憂であると述べた¹⁶⁵。次に、本件命令は差止命令であって、財産の仮差押えではないため、UCC 第 4A 編 502 条は無関係であり、よって、仮差押えに関する事案であるジャルディ控訴裁判所判決の引用も不相当であるとした¹⁶⁶。さらに、503 条には、受取人の債権者は被仕向銀行に対してのみ、原指図人の債権者は仕向銀行に対してのみ差押えをすることができるという 502 条のような制約が存在しないこと、また、修正命令案は、503 条で保護される仲介銀行を効力が及ぶ範囲から明示的に除外していることを挙げ、修正命令案は UCC 第 4A 編 503 条に沿ったものであると主張した¹⁶⁷。

(ロ) 地方裁判所による修正命令¹⁶⁸

2012 年 11 月 21 日、地方裁判所は、比例的支払の具体的内容と、本件命令の効力

.....
163 Baxter [2012] p. 3.

164 Baxter [2012] pp. 4-5.

165 Olson *et al.* [2012] p. 18.

166 Olson *et al.* [2012] pp. 18-19.

167 Olson *et al.* [2012] p. 19.

168 NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina, 2012 U.S. Dist. LEXIS 167272 (S.D.N.Y., 2012).

の及ぶ範囲を明らかにする新たな判断を下した（以下、「修正命令」という。）。

まず、比例的支払については、アルゼンチンが、同年12月に支払日が到来する新債券にかかる利子を全額支払う場合には、同時または事前に、旧債券保有者に対し期限到来済の元利金の全額（約13.3億ドル）を支払わなければならないと具体的に示した¹⁶⁹。

そして、修正命令の適用対象については、差止命令の実効性を確保するために利払プロセスにおける関係者を含める必要があるとして、連邦民事手続規則65条(d)¹⁷⁰を根拠に、「アルゼンチンによる本件国債に関する支払を補助するために、アルゼンチンと積極的に協力または関与して行動する者および機関（those persons and entities who act in active concert or participation with the Republic, to assist the Republic in fulfilling its payment obligations under the Exchange Bonds）」であると述べた¹⁷¹。加えて、UCC第4A編が定める仲介銀行の機能しか有しない第三者は、適用対象から除外される旨を示した¹⁷²。

こうした判断を示したうえで、FAA債券にかかる利払プロセスと関係者について次のように述べた。アルゼンチンは、債券管理受託者¹⁷³であるBNYに送金したのち、当該資金はBNYから債券の名義人であるCede & Co.とBNY Depositoryへ、Cede & Co.とBNY Depositoryから証券保管振替機関であるDTC（Depository Trust Company）、DTCからクリアリング参加金融機関へ、そして、そこから新債券保有者に送金されるとした（前掲図3参照）¹⁷⁴。地方裁判所は、かかる利払プロセスにおいて、債券管理受託者や債券の名義人、証券保管振替機関は、FAA債券にかかる利払に積極的に関与した機関であることは明らかであると述べた¹⁷⁵。

.....
169 *NML Capital, Ltd.*, 2012 U.S. Dist. LEXIS 167272 at 11–12.

170 同条項は、差止命令は、訴訟当事者の代理人およびその他訴訟当事者やその代理人に対して積極的に協力または関与する者についても、効力を及ぼすと規定する。

171 *NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina*, No. 08-cv-6978, No. 09-cv-1707, No. 09-cv-1708, ORDER (S.D.N.Y. Nov. 21, 2012) at 5.

172 修正命令の効力が及ぶ対象には、BNYをはじめとする債券管理受託者、Cede & Co.やThe Bank of New York Depository (Nominees) Limitedをはじめとする債券の名義人、Depository Trust Companyをはじめとする証券保管振替機関、このほか、The Bank of New York (Luxembourg) S.A.をはじめとする新債券の支払代理人や、弁護士が含まれるとした（*NML Capital, Ltd.*, No. 08-cv-6978, No. 09-cv-1707, No. 09-cv-1708, ORDER (S.D.N.Y. Nov. 21, 2012) at 5–6）。

173 米国において債券管理受託者とは、一般的に、債券保有者の利益のために債券の管理を担う者であり、その職務内容や権限は、基本的には信託証書によって定められる。典型的な職務としては、利払金の配当、元本の償還、債券保有者の名簿の管理、コベナンツその他の条項のモニタリング、担保目的物の管理等が挙げられている（Schwarcz and Sergi [2008] p. 1044 参照）。

174 *NML Capital, Ltd.*, 2012 U.S. Dist. LEXIS 167272 at 17.

175 *NML Capital, Ltd.*, 2012 U.S. Dist. LEXIS 167272 at 18.

二. 修正命令に対する控訴裁判所判決¹⁷⁶

(イ) 控訴理由

アルゼンチン、BNY および新債券保有者は、地方裁判所の修正命令に対して控訴した。控訴にあたってアルゼンチンは、修正命令は UCC 第 4A 編に反すると主張した¹⁷⁷。すなわち、アルゼンチンから BNY へ資金移動取引が完了すると、その時点で BNY のもとにある資金はアルゼンチンの財産ではなく、新債券保有者のために保有される財産となること、アルゼンチンの財産を保有していない BNY に対して適用される修正命令は、一定の場合を除く資金移動取引の差止めを禁じる UCC 第 4A 編 503 条、および、原指図人の債権者は原指図人の所有に属する資金のみ制御できるとしたジャルディ控訴裁判所判決に反する旨主張した¹⁷⁸。

また、利払の差止めを内容とする本件では、差押えに関する条項である UCC 第 4A 編 502 条との整合性は問題にならないとする旧債券保有者の主張¹⁷⁹ に対しては、以下のように反論した。すなわち、503 条公式コメントにおいて本条が 502 条 (d) と 502 条公式コメント 4. に関連する規定であると説明されていることから¹⁸⁰、503 条は 502 条と整合的に解釈すべきであるとし、両条項は債務者の財産を保有している者に対してのみ資金移動取引の制約を課すことができるという趣旨と理解する必要があると反論した¹⁸¹。

(ロ) 修正命令を巡る控訴裁判所の判断

控訴裁判所は、地方裁判所の判断には裁量の逸脱はないとして、修正命令を支持した¹⁸²。

まず、控訴裁判所は、修正命令は仲介銀行への金銭債権執行手続を禁止する UCC 第 4A 編 502 条 (d) に反しているかという点について、同条 (a) で定義されており、「債権者からの訴状」とは、実質的に差押えまたは仮差押えを対象とするものであるところ、利払の差止めを内容とする修正命令はこれに該当しないため、同条 (d) との整合性は問題としないとした。また、仮差押えに関する事案であったジャルディ控訴裁判所判決を本件で引用することは不適切であると述べた¹⁸³。

次に、503 条については、修正命令と同条との整合性が問題となることを認めたくえで、同条は、移動開始後の資金の流れの中断を防ぐための規定であり、とりわけ、資金移動取引を混乱させかねない差止命令から仲介銀行を保護するためのもの

.....
176 *NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina*, 727 F.3d 230 (2d Cir. 2013).

177 *Boccuzzi et al.* [2012] p. 33.

178 *Boccuzzi et al.* [2012] pp. 35–36.

179 前掲注 166 およびこれに対応する本文参照。

180 U.C.C. §4A-503 official comment.

181 *Boccuzzi et al.* [2013] p. 21.

182 *NML Capital, Ltd.*, 727 F.3d at 240, 248.

183 *NML Capital, Ltd.*, 727 F.3d at 244–245.

であると理解されていることを確認した¹⁸⁴。ただし、修正命令は、明示的にその適用範囲から資金移動取引における仲介銀行を除外しているため、同条項に反するものではないと示した¹⁸⁵。

この点、新債券保有者の1人であるヘッジファンドの Fintech Advisory からは、BNY や BNY の支払代理人、DTC がすべて仲介銀行に該当するとの意見書¹⁸⁶ が出来ていたことについて、控訴裁判所は次のような判断を示した¹⁸⁷。BNY は、アルゼンチンから新債券保有者への資金移動取引を指示する者ではないこと、むしろ、BNY は債券管理受託者として、アルゼンチンから資金を受領し、そこから新債券保有者に向けて新たな資金移動取引を行っているとの判断を示した¹⁸⁸。また、DTC は、DTC に証券を預けている銀行等のために資金を受領し、それを分配しているのであり、このような機能は、503 条が定める仲介銀行が果たす機能ではないと判断した¹⁸⁹。

ホ. 最高裁判所への上告

アルゼンチンは最高裁判所に上告したが、2014年6月、上告受理申立は却下されたため、修正命令の効力は確定的となった¹⁹⁰。これに対し、アルゼンチンは旧債券保有者への弁済を伴わない新債券保有者への支払計画を公表し、計画を実施するための国内法を制定する等、修正命令に従わない態度を示し続けた。

しかし、最終的には、2016年2月28日、アルゼンチンと旧債券保有者のヘッジファンドとの間で、和解案（アルゼンチンが元本と利息を合わせて旧債券保有者の請求額の75%相当を支払う内容）の基本合意が締結され¹⁹¹、約15年に及んだアルゼンチンの債務返済問題は大きな節目を迎えることとなった¹⁹²。

184 *NML Capital, Ltd.*, 727 F.3d at 245.

185 *NML Capital, Ltd.*, 727 F.3d at 245.

186 Dahill [2012] pp. 30–33.

187 これに対して、アルゼンチン、BNY のいずれからも、BNY が仲介銀行に該当するという主張は示されていなかったことが指摘されている (*NML Capital, Ltd.*, 727 F.3d at 245)。

188 *NML Capital, Ltd.*, 727 F.3d at 245.

189 *NML Capital, Ltd.*, 727 F.3d at 245.

190 *Republic of Argentina v. NML Capital, Ltd.*, 134 S.Ct. 2819 (2014).

191 *The Wall Street Journal*, “Argentina Debt Deal Poised to Deliver Big Payday to Holdouts (Feb. 29, 2016),” (<http://www.wsj.com/articles/argentina-holdout-creditors-agree-to-4-65-billion-settlement-1456760652>, 2017年8月7日).

192 和解の成立を受け、2016年4月22日、地方裁判所は、本件に関するすべての事案において、差止命令を取り消した (*Order confirming vacatur of injunctions in all cases*, Case No. 08-cv-6978 (S.D.N.Y. April 22, 2016))。

(2) UCC 第 4A 編との整合性

アルゼンチン国債を巡る一連の訴訟において、最終的に控訴裁判所は、地方裁判所が発出した修正命令は UCC 第 4A 編に整合的であるとの判断を下した。

もっとも、最終的な判断が下されるまでに、アルゼンチンだけでなく、新債券保有者への利払に関与するさまざまな利害関係人から、修正命令に対する反対意見や懸念が表明されていたように、UCC 第 4A 編についての裁判所の判断が全面的に支持されていたとはいいがたい。以下では、修正命令に対して利害関係人から主張された意見を整理し、ウィンターストーム控訴裁判所判決以降議論されてきた UCC 第 4A 編の解釈に関して、アルゼンチン国債を巡る控訴裁判所の判断がどのような意義を有するかを検討する。

イ. UCC 第 4A 編 502 条と 503 条の関係

以上の裁判例における本質的な論点は、以下の 2 点であると考えられる。

1 点目は、UCC 第 4A 編 502 条と 503 条の関係をどのように理解するかという点である¹⁹³。ジャルディ控訴裁判所判決に至る一連の裁判例においては、債務者の財産を保有していない仲介銀行は、債権者による仮差押えの対象とならない根拠として、502 条と 503 条の双方が引用されていたように、502 条と 503 条はとくに区別されていなかった。これに対し、アルゼンチン控訴裁判所判決では、まさにこの点が論点となり、その結果、ジャルディ控訴裁判所判決とは異なる立場がとられたといえることができる。

そもそも、アルゼンチンは、ジャルディ控訴裁判所判決および UCC 第 4A 編 503 条の公式コメントを根拠に、502 条と 503 条は整合的に理解すべきとの立場であった。具体的には、503 条においても、502 条のように、裁判所は債務者の財産を保有している者に対してのみ差止めを行うことができると定められていると解すべきであり、よって、アルゼンチンの財産を保有していない BNY や DTC に差止めの効力を及ぼそうとする修正命令は 503 条に反するとの主張を展開した。

このような立場は、502 条および 503 条は、仲介銀行を保護すべきという同一の趣旨に基づく規定と捉え、その保護すべき範囲についても、債務者の財産を保有する者か否かという同一の基準を用いるものであると理解するものといえることができる。もっとも、こうした解釈は、502 条と 503 条が別個に規定されており、かつ、規定の態様も大きく異なっているという差異を十分に説明できていないように考えられる。

これに対して、マン教授や旧債券保有者および控訴裁判所は、金銭債権執行手続、とりわけ差押えについて規定する 502 条は、差止命令について規定する 503 条

¹⁹³ 両条の内容については、前掲注 46～56 およびこれらに対応する本文参照。

と区別する必要があるとの立場であった¹⁹⁴。すなわち、502条においては、債権者が債務者の財産を差し押さえる局面が規定されているのに対して、503条が用意するエクイティ上の差止めにはそうした限定はないこと、よって、503条のもとでは、原指図人の債権者が、債務者たる原指図人の財産を保有していないはずの被仕向銀行に対しても差止命令の効力を及ぼすことができる旨主張した。

このような立場は、上記アルゼンチンの立場と同様、2つの規定は仲介銀行の保護の必要性という同趣旨に基づくものと捉えながらも、差押えと差止めという2つの異なる手続を定めるものであるということ以下のように説明しようとするものと捉えられる。すなわち、差押えの対象は、債権者が債権の保全または執行の対象としうる債務者の財産である必要があるため、502条では差押えが可能な範囲が債務者の財産が所在する範囲として示されているといえる¹⁹⁵。その結果、原指図人の債権者は原指図人の銀行（仕向銀行）に対して、また、受取人の債権者は受取人の銀行（被仕向銀行）に対して、差押えを行うことが認められることとなる（図4参照）。そして、502条のもとでは、このような規定態様を前提として、上記の者を除く取引当事者、すなわち、仲介銀行が原指図人の財産も受取人の財産も保有していない者として表現されることとなる。これに対し、503条が定める裁判所による差止命令は、エクイティ上の救済手段であり¹⁹⁶、債権者による債権の保全または執行の局面に限定されるものではない¹⁹⁷。もっとも、その範囲は無制限ではなく、当該命令によって拘束を受ける者の範囲は明記されており、503条の公式コメントからも明らかなように、仲介銀行は差止命令の適用外として保護されている（図5参照）。その結果、502条および503条のいずれによっても、仲介銀行は差押命令または差止命令の適用外として保護されることとなり¹⁹⁸、その仲介銀行の範囲にも差はないことになる。このような理解によって、両条を区別する意義を維持しつつも、仲介銀行を保護すべき必要性和仲介銀行の範囲において両条は共通したものと捉えることが可能になると評価できる。

ロ. 仲介銀行の認定

2つ目の論点は、仲介銀行はどのように認定されるかという点である。本節(2)イ.で論じたとおり、502条および503条においては、差押えおよび差止めから仲介銀行を保護する必要性が確認されている。しかし、資金移動取引に携わる関係者

194 Mann, Rivkin, and Grosso [2013] p. 15, Englert *et al.* [2013] pp. 43–47, 前掲注 183 およびこれに対応する本文参照。

195 Englert *et al.* [2013] p. 46.

196 前掲注 140 およびこれに対応する本文参照。

197 旧債券保有者は、503条は、裁判所が有する広大なエクイティ上の権限は、債権者に認められる財産の差押えと同一延長線上のものではないことを的確に反映している、と指摘した (Englert *et al.* [2013] p. 47)。

198 Englert *et al.* [2013] pp. 45–46, n.21 参照。

図 4

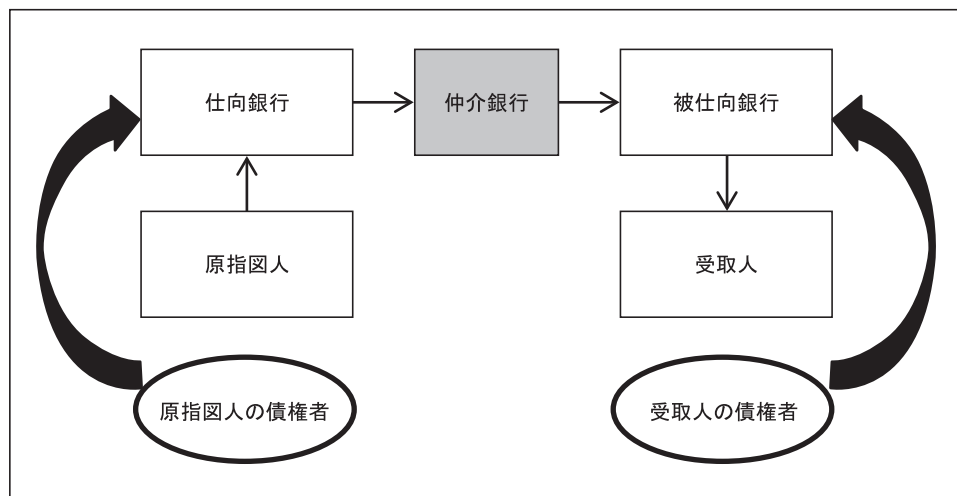
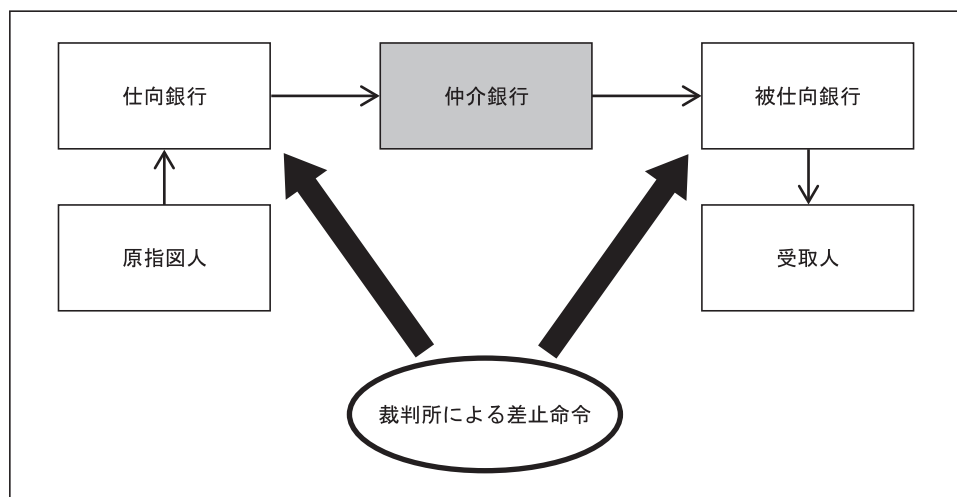


図 5



のうちのいずれが仲介銀行にあたるかを認定することは必ずしも容易ではないこと、すなわち、資金移動取引の範囲確定によって仲介銀行の認定が左右されることが明らかにされたといえる。

本件の利払の一連のプロセスについてみると、アルゼンチンを始点とし、BNYをはじめとする複数の金融機関等を経由した資金は、最終的には新債券保有者が受領する。こうした資金移動取引を前提とし、アルゼンチンを原指図人、新債券保有者を受取人とみなすと、その間に介在する BNY は仲介銀行に該当するようにもみ

える¹⁹⁹。

しかし、控訴裁判所判決においては、本件の利払のプロセスは、上記のような1つの資金移動取引によって構成されるのではなく、アルゼンチンからBNYへの資金移動取引、そしてBNYから始まる新しい資金移動取引という複数の資金移動取引によって構成されていると認定されることとなった。その結果、BNYはアルゼンチンからの資金移動取引についての受取人であり、アルゼンチンから新債券保有者への資金移動取引を仲介するものではないとの判断が示された。

仮に合理的な根拠もなく、一連の資金移動取引とみられるものを複数の資金移動取引の連続から構成されるものと解することができるのであれば、それは、仲介銀行の範囲を操作できるということにほかならない。こうした恣意的な資金移動プロセスの認定が可能であるとする、差止命令を認められる範囲が拡大し、その結果、UCC第4A編が保護しようとしている仲介銀行の範囲が狭まるおそれがある。このため、資金移動取引の範囲および仲介銀行の認定は、個々の事案において慎重に判断される必要がある。

この点、控訴裁判所と同様にマン教授は、利払のための一連の資金移動取引には、アルゼンチンからBNY、BNYからDTCという2つの別個の支払が含まれると指摘していた²⁰⁰。そして、アルゼンチンからBNYへの送金が1つの独立した資金移動取引であるとする論拠として、アルゼンチンは、債券証書(the bond indenture)に基づくBNYに対する義務の履行として、BNYが債券の名義人に分配するための資金を定期的に送金する地位にあったという点を指摘していた²⁰¹。また、旧債券保有者の意見書においては、DTCが証券保管振替機関として参加金融機関に資金を分配することは、仲介銀行の機能に該当しないと指摘されていた²⁰²。

控訴裁判所判決およびマン教授らの主張を総じると、本件では、債券管理受託者や証券保管振替機関が契約上の義務または証券保管振替機関の業務として資金を受領し、分配する者であったという特別な事情を根拠として、資金移動取引の範囲が確定されたといえる。ただし本件では、資金移動取引の範囲を確定しうる一要素が示されたにすぎない。どのような事由があれば、複数の資金移動取引の連続と捉えることが正当化されるのか、および、そもそもUCC第4A編が保護しようとしている仲介銀行とは具体的にどのような機能を有する者として定義されるのか、今後の裁判例の蓄積を待って、より具体的に明らかにされる必要があると考えられる。また、その際には、そうした資金移動取引の認定が資金決済システムに対してどのような影響を及ぼすかについても、より精査されるべきであろう。

199 こうした指摘を行ったものとして、Dahill [2012] p. 32。

200 Mann, Rivkin, and Grosso [2013] pp. 12–13.

201 Mann, Rivkin, and Grosso [2013] p. 13.

202 Englert *et al.* [2013] pp. 42–43.

5. おわりに

本稿では、UCC 第 4A 編の内容やその構造について概観したうえで、資金移動取引の制約に関する条項についての裁判例の変遷を辿り、その解釈に関する議論を紹介した。

米国では、ウィンターストーム控訴裁判所判決において仲介銀行のもとにある移動中の資金に対する仮差押えが認められたことによって、NY 州に所在する国際的な資金移動取引における仲介銀行の実務は、多大な影響をこうむることとなった。しかし、こうした実務の混乱を考慮した裁判所が徐々に軌道修正を図った後、ついにジャルディ控訴裁判所判決によってウィンターストーム控訴裁判所判決は覆され、資金移動取引における仲介銀行を保護する必要性が再認識されることとなった。

続いて、アルゼンチン国債を巡る一連の訴訟において裁判所によって示された判断は、ジャルディ控訴裁判所判決では明らかにされていなかった UCC 第 4A 編 502 条と 503 条の関係という新しい論点を扱ったという点においては異なるものであったが、仲介銀行を保護する必要性という点においては通底しているということもできる。アルゼンチン国債を巡る一連の訴訟でその差止めの可否が争われた資金移動取引は、本稿前半で紹介したウィンターストーム控訴裁判所判決やジャルディ控訴裁判所判決のような一対一企業間ではなく、一債務者から多数の債券保有者への利払であり、債券管理受託者や証券保管振替機関といった債券利払に特有な機関が支払プロセスに組み込まれているという違いがある。また、事案の特殊性も指摘しうる。すなわち、頑なに旧債券保有者への支払を拒否し続けるアルゼンチンの姿勢に対し、裁判所は、何らかの制裁を課して国債市場を律する必要があるという利益衡量が働いた可能性も否定できない。こうしたことから、アルゼンチン国債を巡る一連の訴訟の射程は、現時点では不透明であるが、今後の議論の展開において重要な転換点となりうると考えられる。

もっとも、本稿で取り上げた議論からも明らかなように、UCC 第 4A 編の解釈については未だ十分な理論が構築されているわけではない。アルゼンチン国債を巡る一連の訴訟では、利払のプロセスにはさまざまな関係者が含まれており、UCC 第 4A 編において直接規定されていないプレイヤーの資金移動取引における位置づけを評価しなければならない局面がありうるということが明らかにされた。換言すれば、上記議論によって、UCC 第 4A 編が保護する仲介銀行とはどのような機能を有する者なのかという問題について、さらなる議論の進展が必要であることが明らかにされたといえる。今後、グローバル化の進展により国際的な資金移動取引が増加するなかで、ドル決済取引について規律する UCC 第 4A 編が問題となる場面が増えてい

く可能性がある。米国における裁判例と学界での議論の動向を注視していく必要性に加え、国際的な資金移動取引の進展を絶えず検討していく必要性が高まっているといえよう。

本稿で取り上げた米国の裁判例や議論は、資金移動取引を巡る法律関係についてのがわが国における議論に対しても、貴重な示唆を含んでいる。国際的な資金移動取引が盛んに行われるなかで、国内の金融機関や企業が当事者となって、米国の裁判例と同様の事案が生じる可能性は否定できない²⁰³。仮にそうした事案が生じた場合に、UCC 第4A編 502条や503条のような、債権者が移動中の資金に手を伸ばすことを想定した規定が存在しないわが国において、どのように当事者間の法律関係を説明し、結論を導くことができるかは定かではない。

まず、差押えの場合についてみると、原指図人の債権者が資金が移動を開始する前に仕向銀行にある原指図人の預金を差し押さえること、および、受取人の債権者が資金の移動完了後に被仕向銀行にある受取人の預金を差し押さえることは、それぞれ債務者（原指図人または受取人）に帰属する預金債権の差押えとして認められることに、判例および学説に争いはない。これに対し、仲介銀行のもとにある移動中の資金に対する差押えについては、資金移動取引の法的性質を巡る議論を踏まえたうえで、そもそも差押えの対象となる「移動中の資金」を観念できるか、できるとすればそれは誰に帰属するのか、といった点についての分析、検討が必要であろう²⁰⁴。また、差止めの可否について検討する場合においても、差押えと同様に、これらの点が論点となりうると考えられる。

さらに、こうした差押えや差止めを認めた場合に、資金移動取引を中断させることにより資金決済システム全体に及ぼす影響についても、米国における議論と同様に、慎重に検討される必要がある。資金決済方法が多様化するなかで、わが国に固有な事象があればそれを踏まえつつ、当事者間の法律関係についてより丁寧な分析を進め、システムの円滑な運営を維持する要請と資金移動取引に関与する当事者の利益との均衡を図って、最適な結論を導くことが求められる。

203 なお、アルゼンチン国債を巡り、債券保有者から債券の管理委託を受けたわが国の金融機関が、債券の償還等請求訴訟について、いわゆる任意的訴訟担当としての原告適格の有無を争った判例が出ている（最一判平成28年6月2日民集70巻5号1157頁）。

204 そのほか、当事者間の利益衡量の問題として、資金移動取引の受取人よりも債権者の保護を優先することが適当であるのか、という観点からの議論も必要であると思われる。

参考文献

- 浅香吉幹、『アメリカ民事手続法 [第3版] 【アメリカ法ベーシックス 6】』、弘文堂、2016年
- 伊藤壽英、「資金移動取引に関するアメリカ統一商事法典の新規定について」、『手形研究』468号、1992年、4～11頁
- 岩原紳作、「アメリカにおける EFT 法の発展—コンピューターを用いた金融決済と法—」、江頭憲治郎編『八十年代商事法の諸相』、有斐閣、1985年、29～104頁
- 、『電子決済と法』、有斐閣、2003年
- 木南 敦、「資金移動取引の法的検討のための一視点—資金移動における銀行と顧客の取引を中心として—」、『金融法務事情』1228号、1989年、6～17頁
- 黒瀬雄三、「合衆国統一商法典 4A 編（資金移動）—公式テキスト（付、序文およびコメント）— [12]」、『国際商事法務』第21巻第1号、1993年 a、70～75頁
- 、『合衆国統一商法典 4A 編（資金移動）—公式テキスト（付、序文およびコメント）— [13・完]』、『国際商事法務』第21巻第2号、1993年 b、204～209頁
- 後藤紀一、「アメリカ UCC4A 編（資金移動）と問題点」、『現代企業法の理論と実務：高窪利一先生還暦記念』、経済法令研究会、1993年、430～458頁
- 沢野直紀、「アメリカの連邦電子資金振替法について」、『ジュリスト』772号、1982年、192～201頁
- 、「アメリカ統一商事法典第四 A 編（資金移動）の新設について」、『西南学院大学法学論集』25巻、西南学院大学、1993年、91～122頁
- 田澤元章、「アメリカ統一商事法典（UCC）の概要」、金融研究所ディスカッション・ペーパー No. 2000-J-26、日本銀行金融研究所、2000年
- 田中英夫編集代表、『英米法辞典』、東京大学出版会、1991年
- 中島真志・宿輪純一、『決済システムのすべて（第3版）』、東洋経済新報社、2013年
- 、『外為決済と CLS 銀行』、東洋経済新報社、2016年
- 吉垣 実、「アメリカ会社訴訟における中間的差止命令手続の機能と展開（3）—予備的差止命令と仮制止命令の紛争解決機能—」、『愛知大学法学部法経論集』193号、愛知大学法学会、2012年、63～137頁
- 、「アメリカ連邦裁判所における予備的差止命令と仮制止命令の発令手続（1）—わが国の仮処分命令手続への示唆—」、『愛知大学法学部法経論集』201号、愛知大学法学会、2014年、29～66頁
- Baxter, Thomas C. Jr., “Letter to Judge Griesa from New York Fed,” Shearman & Sterling LLP, 2012 (available at http://www.shearman.com/~media/Files/Old-Site-Files/Arg_Fed_letter_20121116.pdf, 2017年8月7日).
- , Stephanie A. Heller, Greg Cavanagh, and Laura J. Forman, *The ABCs of the UCC: Article 4A, Funds Transfers 3rd ed.*, American Bar Association, 2014.

- Bocuzzi, Carmine D., Jonathan I. Blackman, Ezequiel Sanchez Herrera, Sara A. Sanchez, Michael M. Brennan, and Mona M. Williams, “Brief of Defendant-Appellant the Republic of Argentina” (Dec. 28, 2012), NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina, 699 F.3d 246 (12-105, 657), PACER (Public Access to Court Electronic Records).
- _____, _____, _____, _____, _____, and _____, “Reply Brief of Defendant-Appellant the Republic of Argentina” (Feb. 1, 2013), NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina, 699 F.3d 246 (12-105, 842), PACER (Public Access to Court Electronic Records).
- Clarke, John J., “An Item Is An Item Is An Item: Article 4 of the U.C.C. and the Electronic Age,” *Business Lawyer*, Vol. 25, 1969, pp. 109–119.
- Cohen, Robert A., “Letter to Judge Griesa from Plaintiffs’ Counsel, with Plaintiffs’ Proposed Amended Injunction Attached” (Nov. 6, 2012), NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina, 699 F.3d 246 (08-cv-06978, 388), PACER (Public Access to Court Electronic Records).
- Dahill, William F., “Brief for Non-Party Appellant Fintech Advisory Inc.” (Dec. 28, 2012), NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina, 699 F.3d 246 (12-105, 652), PACER (Public Access to Court Electronic Records).
- Effros, Robert C., “A Banker’s Primer on the Law of Electronic Funds Transfers,” *Banking Law Journal*, Vol. 105, 1988, pp. 510–543.
- Englert, Roy T. Jr., Mark T. Stancil, Edward A. Friedman, Daniel B. Rapport, and Michael C. Spencer, “Brief of Plaintiffs-Appellees Aurelius Capital Master, Ltd., Acp Master, Ltd., Aurelius Opportunities Fund II, LLC, Blue Angel Capital I LLC, and Pablo Alberto Varela *et al.*” (Jan. 25, 2013), NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina, 699 F.3d 246 (12-105, 820), PACER (Public Access to Court Electronic Records).
- Federal Reserve Board, “The Fedwire Funds Service: Assessment of Compliance with the Core Principles for Systemically Important Payment Systems,” Federal Reserve Board, 2014 (available at http://www.federalreserve.gov/paymentsystems/files/fedfunds_coreprinciples.pdf, 2017年8月7日).
- Fry, Patricia Brumfield, “Basic Concepts in Article 4A: Scope and Definitions,” *Business Lawyer*, Vol. 45, 1990, pp. 1401–1424.
- Garner, Bryan A. editor in chief, *Black’s Law Dictionary Tenth Edition*, Thomson Reuters, 2014.
- Gold, Adam D., “The Calm After the Storm? UCC Article 4A, Jaldhi, and the Future of Rule B Attachment in the Second Circuit,” *George Mason Journal of International Commercial Law*, Vol. 2, 2010, pp. 14–61.
- Harrell, Alvin C., “UCC Article 4A,” *Oklahoma City University Law Review*, Vol. 25, 2000,

- pp. 293–332.
- LoPucki, Lynn M., Elizabeth Warren, Daniel Keating, Ronald J. Mann, and Robert M. Lawless, *Commercial Transactions: A Systems Approach 6th ed.*, Wolters Kluwer, 2016.
- Mann, Ronald J., David W. Rivkin, and Suzanne M. Grosso, “Brief for Amici Curiae Professor Ronald Mann and EM Ltd. in Support of Plaintiffs-Appellees and Affirmance” (May. 24, 2012), NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina, 699 F.3d 246 (12-105, 371), PACER (Public Access to Court Electronic Records).
- _____, _____, and _____, “Supplemental Brief for Amici Curiae Professor Ronald Mann and EM Ltd. in Support of Plaintiffs-Appellees and Affirmance” (Jan. 4, 2013), NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina, 699 F.3d 246 (12-105, 703), PACER (Public Access to Court Electronic Records).
- _____, *Payment Systems and Other Financial Transactions: Cases, Materials, and Problems 6th ed.*, Wolters Kluwer, 2016.
- New York City Bar Association/The Association of the Bar of the City of New York (NYCBA), “Comments on the Permanent Editorial Board for the Uniform Commercial Code proposed commentary on Uniform Commercial Code sections 4A-502(d) (creditor process served on a receiving bank) and 4A-503 (injunctions or restraining orders with respect to funds transfers),” NYCBA, 2009 (available at http://www.nycbar.org/pdf/report/20071745Comments_UCC.pdf、2017年8月7日).
- Olson, Theodore B., Matthew D. McGill, Jason J. Mendro, Misha Tseytlin, Robert A. Cohen, Eric C. Kirsch, Kevin S. Reed, Leonard F. Lesser, Edward A. Friedman, Daniel B. Rapport, and Michael C. Spencer, “Reply Brief of Plaintiffs in Response to the Remand from the Court of Appeals” (Nov. 19, 2012), NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina, 699 F.3d 246 (08-cv-06978, 420), PACER (Public Access to Court Electronic Records).
- Patrikis, Ernest T., Thomas C. Baxter, Jr., and Raj K. Bhala, *Wire Transfers: A Guide to U.S. and International Laws Governing Funds Transfers*, Bankers Publishing Company and Probus Publishing Company, 1993.
- Permanent Editorial Board for the Uniform Commercial Code (PEB), “PEB Commentary No. 16 Sections 4A-502(d) and 4A-503,” PEB, 2009 (available at https://www.ali.org/media/filer_public/9c/8f/9c8f3cc2-c8d0-4dea-b4bc-f74ca2a1b2e4/commentary-4a-502d_and_4a-503-final.pdf、2017年8月7日).
- Reistad, Dale L., “The Coming Cashless Society,” *Business Horizons*, Vol. 10, 1967, pp. 23–32.
- Schroeder, Frederick J., “Developments in Consumer Electronic Fund Transfers,” *Federal Reserve Bulletin*, Vol. 69, 1983, pp. 395–403.
- Schwarcz, Steven L., and Gregory M. Sergi, “Bond Defaults and the Dilemma of the In-

- denture Trustee,” *Alabama Law Review*, Vol. 59, 2008, pp. 1037–1073.
- Scott, Hal S., “The Risk Fixers,” *Harvard Law Review*, Vol. 91, 1978, pp. 737–792.
- SWIFT, “Worldwide Currency Usage and Trends,” SWIFT, 2015 (available at https://www.swift.com/sites/default/files/resources/swift_bi_currency_evolution_infopaper_57128.pdf, 2017年8月7日).
- Taylor, Ian F., “Maritime Madness: Rule B, Electronic Funds Transfers, Maritime Contracts, and the Explosion of Admiralty Litigation in the Southern District of New York,” *Tulane Maritime Law Journal*, Vol. 34, 2009, pp. 211–251.
- The Clearing House (TCH), “Clearing House Interbank Payments System (CHIPS): Self-Assessment of Compliance with Standards for Systemically Important Payment Systems,” TCH Payments Co., 2016 (available at <https://www.theclearinghouse.org/-/media/files/payco%20files/standards%20self%20assessment%202016.pdf?la=en>, 2017年8月7日).
- Winston, Sam, “The Legal Battle over Rule B Attachments of Electronic Funds Transfers during the Global Recession of 2008–2010,” *Loyola Maritime Law Journal*, Vol. 8, 2010, pp. 115–152.
- Wulff, Oliver, “Two Ways to Achieve the Same Goal: The Model Law on International Credit Transfers and the New UCC Article 4A in the National and International Contexts,” *Wisconsin International Law Journal*, Vol. 9, 1991, pp. 69–123.

